

特許法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第一条関係）

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第十八条）</p> <p>第二章 学術団体の指定（第十九条・第二十二條）</p> <p>第二章の二 博覧会の指定（第二十二條の二・第二十二條の四）</p> <p>第三章 特許出願（第二十三條・第三十一條）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一條の二・第三十七條）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八條）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八條の二・第三十八條の十四の二）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八條の十五・第三十八條の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九條・第四十條）</p> <p>第六章 裁定（第四十一條・第四十五條）</p> <p>第七章 特許異議の申立て（第四十五條の二・第四十五條の五）</p> <p>第八章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六條・第五十條の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一條・第五十六條）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七條・第五十七條の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八條・第五十八條の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九條・第五十九條の三）</p> <p>第四款 鑑定（第六十條・第六十條の八）</p> <p>第五款 書証（第六十一條・第六十一條の十一）</p> <p>第六款 検証（第六十二條・第六十二條の二）</p> <p>第七款 証拠保全（第六十三條・第六十五條）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第十八条）</p> <p>第二章 学術団体の指定（第十九条・第二十二條）</p> <p>第二章の二 博覧会の指定（第二十二條の二・第二十二條の四）</p> <p>第三章 特許出願（第二十三條・第三十一條）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一條の二・第三十八條）</p> <p>第四章の二 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八條の二・第三十八條の十四の二）</p> <p>第四章の三 特許権の存続期間の延長登録（第三十八條の十五・第三十八條の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九條・第四十條）</p> <p>第六章 裁定（第四十一條・第四十五條）</p> <p>第七章 特許異議の申立て（第四十五條の二・第四十五條の五）</p> <p>第八章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六條・第五十條の十三）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一條・第五十六條）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七條・第五十七條の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八條・第五十八條の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九條・第五十九條の三）</p> <p>第四款 鑑定（第六十條・第六十條の八）</p> <p>第五款 書証（第六十一條・第六十一條の十一）</p> <p>第六款 検証（第六十二條・第六十二條の二）</p> <p>第七款 証拠保全（第六十三條・第六十五條）</p> |

第九章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条・第六十九
条）
第十章 特許料等の減免又は猶予（第七十条・第七十五条）
附則

第三条 書面に計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第一項
に規定する物象の状態の量に関し記載する場合は、同法第八条
並びに同法附則第三条、第四条、第五条、第六条並びに第八条
第一項及び第三項の規定に従つて記載しなければならない。

（期間の延長の請求等の様式等）
第四条の二 特許出願及び特許法第二百一十一条第一項の審判の請
求に關してする同法第四条若しくは第五条第一項の規定による
期間の延長、同法第五条第二項の規定による期日の変更又は同
法第八十条第三項の規定による期間の延長の請求は、様式第二
によりしなければならない。

第九章 特許証、特許表示および特許料（第六十六条・第六十
九条）
附則

（提出物件票）
第一条の二 様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式
第十三、様式第十五の二、様式第十五の四、様式第十六、様式
第十八、様式第二十、様式第二十一、様式第二十六から様式第
三十二まで、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様
式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式
第四十八、様式第六十九又は様式第七十により作成した書面を
特許庁に提出することにより手続をする者（同時に二以上の手
続をする者に限る。）は、当該手続に係る書面に様式第一によ
り作成した提出物件票を添付することができる。
2 前項の提出物件票を添付した場合にあつては前項の手続に係
る書面については前条第三項に規定する印を省略することがで
きる。

第三条 書面に計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第一項
に規定する物象の状態の量に関し記載する場合は、同法第八条
並びに同法附則第三条、第五条、第六条並びに第八条第一項及
び第三項の規定に従つて記載しなければならない。

（期間の延長の請求等の様式等）
第四条の二 特許出願（特許法第八十四条の三第二項の国際特
許出願（以下「国際特許出願」という。））、同法第八十四条
の二十第四項の規定により特許出願とみなされる国際出願及び
防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易に
するための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議
定書第三項の規定の適用を受ける特許出願（以下「協定特許出
願等」という。）（以下「国際特許出願等」という。）を除く

2 特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は同法第五条第二項の規定による期日の変更の請求（前項に規定する請求を除く。）は、様式第三によりしなければならぬ。

3 } 4 (略)

(代理権の証明)

第四条の三 (略)

一 } 十二 (略)

十三 特許法第三百三十四条第一項の規定による答弁書の提出（同法第七十一条第三項及び第七十四條第三項において準用する場合を含む。）

十四 (略)

十五 証拠保全の申立て（判定請求前、特許異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）

十六 (略)

十七 (略)

2 } 4 (略)

。第十一条の二第一項、第十一条の五、第十二条第一項、第十三条の二第二項、第十四条第一項、第二十七条の二第三項、第二十七条の三の二、第二十七条の五第四項、第二十八条の二、第二十八条の三、第二十八条の四、第三十一条の二、第三十一条の三第二項及び第三十二条において同じ。）に關してする特許法第五条第一項の規定による期間（同法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）又は同法第五十条（同法第五十九条第二項（同法第七十四條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間に限る。）又は同法第八條第三項の規定による期間の延長の請求は、様式第二によりしなければならぬ。

3 } 4 (略)

(代理権の証明)

第四条の三 (略)

一 } 十二 (略)

十三 特許法第三百三十四条第一項の規定による答弁書の提出（同法第七十四條第三項において準用する場合を含む。）

十四 (略)

十五 証拠保全の申立て（特許異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）

十六 (略)

十七 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第七條第一項の規定による答弁書の提出

十八 (略)

2 } 4 (略)

(代表者選定届の様式等)

第八条 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは、願書、判定請求書、特許異議申立書、審判請求書、特許法第百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項の申出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の届出書は、特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人に係る届出の場合は様式第四により、それ以外の場合は様式第五により作成しなければならない。

(氏名変更届等の様式等)

第九条 手続をした者(特許出願人(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。))及び特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人を除く。)がその氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は印鑑を変更したときは、様式第六、様式第七又は様式第八により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出(特許権の存続期間の延長登録の出願人についてするものに限る。以下この項及び次項において同じ。)は、二以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

3 第一項の届出と登録名義人(特許権者に限る。以下この項において同じ。)の表示の変更の登録の申請は、特許権の存続期間の延長登録の出願人が登録名義人と同一であり、かつ、当該変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

4 (略)

(代表者選定届の様式等)

第八条 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは、願書、特許異議申立書、審判請求書、特許法第百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項の申出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の届出書は、特許出願人(国際特許出願等の出願人を除く。次条第一項、第九条の二第一項及び第二項並びに第九条の三第二項において同じ。)に係る届出の場合は様式第四により、それ以外の場合は様式第五により作成しなければならない。

(氏名変更届等の様式等)

第九条 手続をした者(特許出願人を除く。)がその氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は印鑑を変更したときは、様式第六、様式第七又は様式第八により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出(国際特許出願等の出願人又は特許権の存続期間の延長登録の出願人についてするものに限る。以下この項及び次項において同じ。)は、二以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

3 第一項の届出と登録名義人(特許権者に限る。以下この項において同じ。)の表示の変更の登録の申請は、国際特許出願等の出願人又は特許権の存続期間の延長登録の出願人が登録名義人と同一であり、かつ、当該変更の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

4 (略)

(代理人選任届等の様式)

第九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人のときは様式第九により、それ以外の者のときは様式第十によりしなければならない。

2 手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことを届け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人のときは様式第十一により、それ以外の者のときは様式第十二によりしなければならない。

3 (略)

(包括委任状)

第九条の三 (略)

2 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人のときは特例法施行規則様式第七により、それ以外の者のときは特許法施行規則様式第十二の二」と読み替えるものとする。

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続(実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)、商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。))又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。)をする場合において、第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項又は第二十七条の二第一項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て

(代理人選任届等の様式)

第九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人のときは様式第九により、それ以外の者のときは様式第十によりなければならない。

2 手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことを届け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項の審判の請求人のときは様式第十一により、それ以外の者のときは様式第十二によりなければならない。

3 (略)

(包括委任状)

第九条の三 (略)

2 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人又は特許法施行規則様式第七により、それ以外の者のときは様式第十二の二」と読み替えるものとする。

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続をする場合において、第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項又は第二十七条の二第一項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 当該証明書の提出を省略することができる。
(略)

2 (略)

第十条の二 同時に二以上の手続(次に掲げる手続(特許法第八十四条の三第一項又は第八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされる国際出願、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願並びに防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続を除く。)又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。) 第三条第一項の特定手続に限る。以下この条において同じ。) をする場合において、第四条の三から第七条まで、第八条第一項又は第二十七条の二第一項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

一 特許出願人又は実用新案登録出願人に関する特許法第十四条ただし書(実用新案法第二条の五第二項において準用する場合を含む。) の規定による届出

二 特許出願又は実用新案登録出願に関する手続の受継の申立て

三 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。) の規定による特許法第三十条第一項又は第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。) に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

四 特許法第三十四条第四項又は第五項(実用新案法第十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利の承継の届出

- (権利の承継を証明する書面又は特許法第三十三条第三項(実用新案法第十一条第二項において準用する場合を含む。)(に規定する他の共有者の同意を証明する書面を提出して行うものに限る。)
- 五 特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第七項(実用新案法第十一条第二項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の規定による届出
- 六 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)(及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による書類の提出
- 七 特許法第九十四条第一項(実用新案法第五十五条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による書類その他の物件の提出
- 八 第九条の二第一項(実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)第二十三条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による代理人(特許出願又は実用新案登録出願の出願人の代理人に限る。次号において同じ。)(の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出(特例法施行規則第十条第四号に掲げるものを除く。)
- 九 第九条の二第二項(実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと届出(特例法施行規則第十条第五号に掲げるものを除く。)
- 十 第十三条の二第一項の規定による情報の提供
- 十一 第二十七条の二第二項の規定による届出
- 十二 第三十一条の三第一項の規定による事情説明書の提出
- 十三 実用新案法施行規則第二十二条第一項の規定による刊行物等の提出
- 十四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第二百五十八号)第二条第三項の規定による物件の提出

(手続補正書の様式等)

第十一条 手続の補正(第三項、次条第一項、特許法第八十四条の七第二項及び同法第八十四条の八第二項に規定するものを除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十二まで、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成

十五 特許法第十七条第一項若しくは第三項(特例法第四十一条第二項において準用する場合を含む。)又は実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

十六 特許法第十七条第一項若しくは第三項(特例法第四十一条第二項において準用する場合を含む。)又は実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二の規定による令第一条第一号から第十四号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正(令第一条第十五号に掲げるものを除く。)

2 | 他の事件に係る手続について既に特許庁に証明書を提出した者は、第四条の三から第七条まで、第八条第一項、前項又は第二十七条の二第一項に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

(手続補正書の様式等)

第十一条 手続の補正(第三項、次条第一項、特許法第八十四条の七第二項及び同法第八十四条の八第二項に規定するものを除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十二まで、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六又は様式第四十八により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしなければならない。

した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしなければならぬ。

2) 4 (略)

5 補正による手数料の納付(様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るもの並びに前項(次条第二項において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)は、様式第十五によりしなければならぬ。

(誤訳訂正書の様式)

第十一条の二 特許法第十七条の二第二項の誤訳訂正書は、様式十五の二により作成しなければならぬ。

2 (略)

(弁明書の様式)

第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第三百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出するこ

2) 4 (略)

5 補正による手数料の納付(様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八まで及び様式第四十四により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るもの並びに前項(次条第二項において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)は、様式第十五によりしなければならぬ。

(誤訳訂正書の様式)

第十一条の二 特許法第十七条の二第二項の誤訳訂正書は、特許出願については様式第十五の二により、国際特許出願等については様式第十五の三により作成しなければならぬ。

2 (略)

(弁明書の様式)

第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第三百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六又は様式第四十八により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならぬ。

とによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。

(手続の受継申立書の様式)

第十一条の五 手続の受継の申立ては、特許出願の審査又は特許法第二百一十一条第一項の審判の手続に關してする場合は様式第十六により、それ以外の場合は様式第十七によりしなければならない。

(名義人変更届の様式等)

第十二条 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十八によりしなければならない。

2 3 (略)

(特許番号の表示等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 特許庁に対し特許異議の申立て又は審判(次項に規定する審判を除く)、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求に關し書類その他の物件を提出する者は、これにその特許異議の番号、審判の番号、再審の番号又は判定請求の番号を表示しなければならない。

4 特許庁に対し特許法第二百一十一条第一項の審判の請求の後その請求に關し書類その他の物件を提出する者は、これにその審判の番号及びその請求に係る特許出願の番号又は延長登録出願の番号を表示しなければならない。

(情報の提供)

第十三条の二 (略)

(手続の受継申立書の様式)

第十一条の五 手続の受継の申立ては、特許出願の審査の手続に關してする場合は様式第十六により、それ以外の場合は様式第十七によりなければならない。

(名義人変更届の様式等)

第十二条 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出は、特許出願に關してする場合は様式第十八により、国際特許出願等についてする場合は様式第十九によりなければならない。

2 3 (略)

(特許番号の表示等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 特許庁に対し特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求に關し書類その他の物件を提出する者は、これにその特許異議の番号、審判の番号、再審の番号又は判定請求の番号を表示しなければならない。

(情報の提供)

第十三条の二 (略)

2 前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。

3 3 4 (略)

(書類その他の物件の提出書の様式)
第十四条 (略)

2 特許法第三百三十四条第四項(同法第七十一条第三項、第二百十条の六第一項(同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び同法第七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。の規定により審尋を受けた者が書類その他の物件を提出する場合は、同法第二百一十一條第一項の審判についてするときは様式第二十二により、それ以外のときは様式第二十三によりしななければならない。

(送達)
第十六条 (略)

2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三百三十三條第三項(同法第七十一条第三項、第二百十條の六第一項(同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び同法第七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。、同法第三百三十三條の二第一項(同法第七十一条第三項、第二百十條の六第一項(同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び同法第七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。及び同法第七十四條第二項から第四項の五第三項の規定による却下の処分並びに同法第八十四條の二十第三項の規定による決定の謄本とする。

3 特許法第九十条において準用する民事訴訟法(平成八年法律第九号)第六條第二項の規定による補充送達(されたときは、特許庁長官が指定する職員又は審判書記官は、その旨を送達を受けた者に通知しななければならない)。

2 前項の規定による情報の提供は、特許出願についてする場合は様式第二十により、国際特許出願等については様式第二十一により作成した書面によらなければならない。

3 3 4 (略)

(書類その他の物件の提出書の様式)
第十四条 (略)

2 特許法第三百三十四条第四項(同法第二百十條の六第一項(第七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。の規定により審尋を受けた者又は同法第九十四條第一項の規定により書類その他の物件の提出を求められた者が書類その他の物件を提出する場合(前項の規定により物件を提出する場合を除く。))は、様式第二十三によりしななければならない。

(送達)
第十六条 (略)

2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三百三十三條第三項、第三百三十三條の二第一項及び第八十四條の五第三項の規定による却下の処分並びに同法第八十四條の二十第三項の規定による決定の謄本とする。

3 特許法第九十条において準用する民事訴訟法(平成八年法律第九号)第六條第二項の規定による補充送達(されたときは、特許庁長官が指定する職員は、その旨を送達を受けた者に通知しななければならない)。

(書類の謄本の認証等)

第十八条 特許庁において作成すべき書類の謄本又は抄本には、原本と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が記名押印しなければならない。

2) 4 (略)

(申請書)

第二十二條の二 博覧会を開設する者が特許法第三十條第三項の規定による指定を受けようとするときは、様式第二十五により作成した申請書を当該博覧会の開設の日前一月までに特許庁長官に提出しなければならない。

2) 3 (略)

(指定等)

第二十二條の四 第二十一條及び第二十二條の規定は、前二條の規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、第二十一條及び第二十二條第一項中「特許法第三十條第一項の規定による指定」とあるのは「特許法第三十條第三項の規定による指定」と、第二十一條及び第二十二條第二項中「当該学術団体」とあるのは「当該博覧会を開設する者」と、第二十二條第一項中「学術団体」とあるのは「博覧会」と読み替えるものとする。

(願書の様式)

第二十三條 (略)

2) 4 (略)

5 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「産業再生法」という。)第三十條に規定する特定研究成果に係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。

(書類の謄本の認証等)

第十八条 特許庁において作成すべき書類の謄本又は抄本には、原本と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名押印しなければならない。

2) 4 (略)

(申請書)

第二十二條の二 日本国内において博覧会を開設する者が特許法第三十條第三項の規定による指定を受けようとするときは、様式第二十五により作成した申請書を当該博覧会の開設の日前一月までに特許庁長官に提出しなければならない。

2) 3 (略)

(指定等)

第二十二條の四 第二十一條および第二十二條の規定は、前二條の規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、第二十一條および第二十二條第一項中「特許法第三十條第一項の規定による指定」とあるのは「特許法第三十條第三項の規定による日本国内において政府および地方公共団体以外の者が開設する博覧会の指定」と、第二十一條および第二十二條第二項中「当該学術団体」とあるのは「当該博覧会を開設する者」と、第二十二條第一項中「学術団体」とあるのは「博覧会」と読み替えるものとする。

(願書の様式)

第二十三條 (略)

2) 4 (略)

(微生物の寄託)

第二十七条の二 (略)

2 (略)

3 前項の届出は、様式第三十二によりしなければならない。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出)

第二十七条の三の二 特許法第三十条第四項の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第三十四によりしなければならない。

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第三十六によりしなければならない。

2 3 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 (略)

2 3 (略)

4 前二項の規定によりフレキシブルディスクを提出する場合は、様式第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

5 6 (略)

(微生物の寄託)

第二十七条の二 (略)

2 (略)

3 前項の届出は、特許出願についてする場合は様式第三十二により、国際特許出願等についてする場合は様式第三十三によりなければならない。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出)

第二十七条の三の二 特許法第三十条第四項の規定により提出すべき証明書の提出は、特許出願についてする場合は様式第三十四により、国際特許出願等についてする場合は様式第三十五によりなければならない。

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき証明書の提出は、特許出願(協定特許出願等を除く。)についてする場合は様式第三十六により、協定特許出願等についてする場合は様式第三十七によりなければならない。

2 3 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 (略)

2 3 (略)

4 前二項の規定によりフレキシブルディスクを提出する場合は、当該フレキシブルディスクを特許出願について提出するとき、様式第二十二により、国際特許出願等について提出するときは様式第二十三により作成した物件提出書を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

5 6 (略)

(特許出願の放棄)

第二十八条の二 特許出願の放棄は、様式第三十八によりしなげればならない。

(特許出願の取下げ)

第二十八条の三 特許出願の取下げは、様式第四十によりしなげればならない。

(特許出願等に基づく優先権主張の取下げ)

第二十八条の四 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張の取下げは、様式第四十二によりしなげなければならない。

(提出書面の省略)

第三十一条 (略)

2 | 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願について提出した証明書であつて第四条の三から第七条まで又は第八条第一項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

3 | 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願について提出した証明書であつて第四条の三から第七条まで又は第八条第一項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

3 | 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許

(特許出願の放棄)

第二十八条の二 特許出願の放棄は様式第三十八により、国際特許出願等の放棄は様式第三十九によりしなげなければならない。

(特許出願の取下げ)

第二十八条の三 特許出願の取下げは様式第四十により、国際特許出願等の取下げは様式第四十一によりしなげなければならない。

(特許出願等に基づく優先権主張の取下げ)

第二十八条の四 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張の取下げは、特許出願についてする場合は様式第四十二により、国際特許出願等についてする場合は様式第四十三によりしなげなければならない。

(提出書面の省略)

第三十一条 (略)

2 | 特許法第四十四条第一項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願について提出した証明書であつて同法第三十条第四項又は第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

3 | 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願について提出した証明書であつて第四条の三から第七条まで若しくは第八条第一項又は同法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

4 | 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許

出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

(出願審査請求書の様式)

第三十一条の二 出願審査請求書は、様式第四十四により作成しなければならない。

2 産業再生法第三十三条の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。

(優先審査に関する事情説明書の提出)

第三十一条の三 (略)

2 前項に規定する事情説明書は、様式第四十六により作成しなければならない。

3 (略)

(意見書の様式等)

第三十二条 特許法第五十条の意見書は、様式第四十八により作成しなければならない。

2 3 (略)

第四章の二 出願公開

(出願公開請求書の様式)

第三十八条 出願公開請求書は、様式第五十により作成しなければならない。

出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

(出願審査請求書の様式)

第三十一条の二 出願審査請求書は、特許出願について提出するものは様式第四十四により、国際特許出願等について提出するものは様式第四十五により作成しなければならない。

2 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「産業再生法」という。)第三十三条の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。

(優先審査に関する事情説明書の提出)

第三十一条の三 (略)

2 前項に規定する事情説明書は、特許出願について提出するものは様式第四十六により、国際特許出願等について提出するものは様式第四十七により作成しなければならない。

3 (略)

(意見書の様式等)

第三十二条 特許法第五十条の意見書は、特許出願についてするものは様式第四十八により、国際特許出願等についてするものは様式第四十九により作成しなければならない。

2 3 (略)

第三十八条 削除

第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(翻訳文の様式等)

第三十八条の二 特許法第百八十四条の四第一項若しくは第二項又は第百八十四条の二十第二項の翻訳文は、様式第五十一又は様式第五十一の二、様式第五十一の三及び様式第五十一の四により作成しなければならない。

2 特許法第百八十四条の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十二によりしなければならない。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の様式)

第三十八条の六の四 特許法第百八十四条の十四に規定する発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面は、様式第五十四の二により作成しなければならない。

(国際特許出願等についての優先権書類の提出)

第三十八条の十四の二 (略)

2 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第三十六によりなければならない。

第四章の四 特許権の存続期間の延長登録

(書面の様式)

第三十八条の十五の二 特許法第六十七条の二の二第一項の書面は、様式第五十六の二により作成しなければならない。

(審判の規定の準用)

第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五

第四章の二 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(翻訳文の様式等)

第三十八条の二 特許法第百八十四条の四第一項若しくは第二項又は第百八十四条の二十第二項の翻訳文は、様式第五十二により作成しなければならない。

2 特許法第百八十四条の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十二の二によりなければならない。

(国際特許出願等についての優先権書類の提出)

第三十八条の十四の二 (略)

2 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第三十七によりなければならない。

第四章の三 特許権の存続期間の延長登録

(審判の規定の準用)

第四十条 第四十七条、第四十八条、第五十条の二、第五十条の三、第五十条の八、第五十条の九及び第五十一条から第五十六

十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三及び第五十一条から第六十五条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十一第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「判定についてする」と読み替えるものとする。

(意見書等の提出)

第四十五条の三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、特許法第二百二十条の四第二項の訂正の請求に準用する。

(審査の規定の準用)

第四十五条の四 第二十四条及び第二十五条の規定は、特許法第二百二十条の四第二項の訂正の請求に準用する。

(審判の規定の準用)

第四十五条の五 第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二まで、第五十条の四から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十一条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出する」と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申

条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条及び第五十五条中「審判長」とあるのは「首席審判官」と読み替えるものとする。

(意見書等の提出)

第四十五条の三 (略)

2 (略)

(審査の規定の準用)

第四十五条の四 第二十四条、第二十五条及び第三十二条(様式第四十八に係る部分を除く。)の規定は、特許法第二百二十条の四第二項の訂正の請求に準用する。

(審判の規定の準用)

第四十五条の五 第四十六条第二項、第四十八条から第五十条の十一まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

立てについてする」と読み替えるものとする。

(審判の請求書の様式)

第四十六条 特許法第二百一十一条第一項の審判の請求書は様式第六十一の五により、それ以外の審判の請求書は様式第六十二により作成しなければならない。

2 (略)

(審判の番号の通知等)

第四十八条 (略)

2 特許庁長官は、審判事件について審判官又は審判書記官を指定し、又は変更したときは、その氏名を当事者に通知しなければならない。

(除斥又は忌避の申立書)

第四十八条の二 書面により除斥又は忌避の申立てをする者は、様式第六十四により作成した除斥申立書又は忌避申立書を提出しなければならない。

(審理の方式の申立書)

第四十八条の三 特許法第四百五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書に規定する申立てをする者(次項に規定する者を除く。)は、様式第六十四の二により作成した審理の方式の申立書を提出しなければならない。

2 特許法第二百一十一条第一項の審判について同法第四百五条

第二項ただし書に規定する申立てをする者は、様式第六十四の三により作成した口頭審理の申立書を提出しなければならない。

(証拠)

第五十条 (略)

2 4 (略)

(審判の請求書の様式)

第四十六条 審判の請求書は、様式第六十二により作成しなければならない。

2 (略)

(審判の番号の通知等)

第四十八条 (略)

2 特許庁長官は、審判事件について審判官を指定し、又は変更したときは、その氏名を当事者に通知しなければならない。

(除斥又は忌避の申立書)

第四十八条の二 書面により除斥又は忌避の申立てをする者は、様式第六十四により作成した審判官除斥申立書又は審判官忌避申立書を提出しなければならない。

(証拠)

第五十条 (略)

2 4 (略)

5 第三項の証拠説明書は、特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

(審判の請求の取下げ)

第五十条の二 審判の請求の取下げは、特許法第二百一十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の四により、それ以外の場合は様式第六十五の五によりしなければならない。

(審理の再開の申立て)

第五十条の三 審理の再開の申立ては、特許法第二百一十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の六により、それ以外の場合は様式第六十五の七によりしなければならない。

(審判における副本の提出)

第五十条の四 (略)

(審判請求の取下げの通知)

第五十条の五 (略)

(参加の許否の決定の記載事項)

第五十条の六 (略)

(費用の額の決定の請求)

第五十条の七 (略)

(相手方への催告等)

第五十条の八 (略)

2 (略)

(特許法第六十九条第二項の通商産業省令で定める場合)

第五十条の九 (略)

(審判における副本の提出)

第五十条の二 (略)

(審判請求の取下げの通知)

第五十条の三 (略)

(参加の許否の決定の記載事項)

第五十条の四 (略)

(費用の額の決定の請求)

第五十条の五 (略)

(相手方への催告等)

第五十条の六 (略)

2 (略)

(特許法第六十九条第二項の通商産業省令で定める場合)

第五十条の七 (略)

(審決)

第五十条の十 (略)

(フレキシブルディスプレイ等の提出)

第五十条の十一 (略)

(再審の手続)

第五十条の十二 (略)

(決定の方式等)

第五十条の十三 (略)

2 (略)

(営業秘密に関する申出)

第五十条の十四 特許法第二百二十三条第一項又は第二百五条の二第一項の審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十五の八によりしなげればならない。

(審査の規定等の準用)

第五十条の十五 第三十二条第一項、第三十三条及び第三十六条の規定は、特許法第二百一十一条第一項の審判に準用する。

2 第二十四条、第二十五条及び第四十五条の三第一項の規定は、特許法第二百二十六条第一項の審判又は同法第三百二十四条第二項の訂正の請求に準用する。

3 第三十二条第一項、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定は、特許法第六十二条の規定による審査に準用する。

(再審への準用)

第五十条の十六 (略)

(審決)

第五十条の八 (略)

(フレキシブルディスプレイ等の提出)

第五十条の九 (略)

(再審の手続)

第五十条の十 (略)

(決定の方式等)

第五十条の十一 (略)

2 (略)

(営業秘密に関する申出)

第五十条の十二 特許法第二百二十三条第一項若しくは第二百五条の二第一項の審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十六の二によりしなげればならない。

(審査の規定の準用)

第五十条の十三 第三十二条、第三十三条及び第三十六条の規定は、特許法第二百一十一条第一項の審判に準用する。

2 第二十四条、第二十五条及び第三十二条(様式第四十八に係る部分を除く。)の規定は、特許法第二百二十六条第一項の審判又は第三百二十四条第二項の訂正の請求に準用する。

3 第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定は、特許法第六十二条の規定による審査に準用する。

(再審への準用)

第五十条の十四 (略)

(口頭審理)

第五十一条 (略)

2 前項の書面は、特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の九により、それ以外の場合は様式第六十五の十により作成しなければならない。

(口頭審理における陳述の録音)

第五十三条 審判官は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、審判官が相当と認めるときは、録音テープを反訳した調書を作成しなければならない。

(口頭審理調書の記載事項)

第五十五条 (略)

一 (略)

二 審判官及び審判書記官の氏名

三 八 (略)

2 前項の調書には、審判書記官が記名押印し、審判長が認印しなければならない。

3 前項の場合において、審判長に支障があるときは、陪席審判官がその事由を付記して認印しなければならない。審判長及び陪席審判官に支障があるときは、審判書記官がその旨を記載すれば足りる。

(証拠の申出)

第五十七条の三 (略)

2 前項の申出は、特許法第二百一十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしなければならない。

(証拠調べ調書の記載事項)

(口頭審理)

第五十一条 (略)

(口頭審理における陳述の録音)

第五十三条 審判官は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全部又は一部を録取させることができる。

(口頭審理調書の記載事項)

第五十五条 (略)

一 (略)

二 審判官及び調書を作成した職員の氏名

三 八 (略)

2 前項の調書には、調書を作成した職員が記名押印し、審判長が認印しなければならない。

3 前項の場合において、審判長に支障があるときは、陪席審判官がその事由を付記して認印しなければならない。審判長及び陪席審判官に支障があるときは、調書を作成した職員がその旨を記載すれば足りる。

(証拠の申出)

第五十七条の三 (略)

(証拠調べ調書の記載事項)

第五十七条の五 (略)

一 (略)

二 審判官及び審判書記官の氏名

三 十 (略)

2 (略)

(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録)

第五十七条の六 審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。)に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

2 (略)

(証人尋問の申出)

第五十八条 (略)

2 前項の申出は、特許法第二百一十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の十三により、それ以外の場合は様式第六十五の十四によりしなければならない。

(尋問事項書)

第五十八条の二 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書(尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は一通、それ以外の場合は特許庁、証人及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 (略)

第五十七条の五 (略)

一 (略)

二 審判官及び調書を作成した職員^一の氏名

三 十 (略)

2 (略)

(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録)

第五十七条の六 特許庁長官が指定する職員は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。)に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

2 (略)

(証人尋問の申出)

第五十八条 (略)

(尋問事項書)

第五十八条の二 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書(尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を特許庁、証人及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 (略)

3 尋問事項書は、特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の十五により、それ以外の場合は様式第六十五の十六により作成しなければならない。

(宣誓)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

3 審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければならない。

4 5 (略)

(書面による質問又は回答の朗読)

第五十八条の十五 耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。

(書面尋問)

第五十八条の十七 (略)

2 前項の回答を希望する事項を記載した書面は、特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の十七により、それ以外の場合は様式第六十五の十八により作成しなければならない。

3 審判長は、証人が尋問に代わる書面の提出をすべき期間を定めることができる。

4 証人は、前項の書面に署名押印しなければならない。

(鑑定事項)

第六十条 (略)

2 4 (略)

(宣誓)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

3 審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、特許庁長官が指定する職員にこれを朗読させなければならない。

4 5 (略)

(書面による質問又は回答の朗読)

第五十八条の十五 耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、特許庁長官が指定する職員に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。

(書面尋問)

第五十八条の十七 (略)

2 審判長は、証人が尋問に代わる書面の提出をすべき期間を定めることができる。

3 証人は、前項の書面に署名押印しなければならない。

(鑑定事項)

第六十条 (略)

2 4 (略)

5 第一項の鑑定の申出は、特許法第二百一十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の十九により、それ以外の場合は様式第六十五の二十によりしななければならない。

6 第一項の鑑定を求める事項を記載した書面は、特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の二十一により、それ以外の場合は様式第六十五の二十二により作成しなければならない。

(受命審判官等の証拠調べの調書)

第六十一条の四 (略)

2 審判書記官は、受命審判官が証拠調べをした場合において、前項の調書に同項の文書の写しを添付することができる。

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第六十一条の十一 (略)

2 (略)

3 第一項の書面は、特許法第二百一十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の二十三により、それ以外の場合は様式第六十五の二十四により作成しなければならない。

(検証の申出の方式)

第六十二条 (略)

2 前項の申出は、特許法第二百一十一条第一項の審判についてする場合は様式第六十五の二十五により、それ以外の場合は様式第六十五の二十六によりしななければならない。

第十章 特許料等の減免又は猶予

(資力に乏しい個人の要件)

第七十条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十四条第一号口及び八並びに特許法等関係手数料令(昭和三十五年政

(受命審判官等の証拠調べの調書)

第六十一条の四 (略)

2 特許庁長官が指定する職員は、受命審判官が証拠調べをした場合において、前項の調書に同項の文書の写しを添付することができる。

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第六十一条の十一 (略)

2 (略)

(検証の申出の方式)

第六十二条 (略)

令第二十号)第一条の二第一号口及び八の規定による所得の算定は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十三条から第三十五条まで及び第六十九条の規定に準じて計算した各種所得の金額を合計することにより行うものとする。

2 | 特許法施行令第十四条第一号口及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号口の通商産業省令で定める額は、百五十万円とする。

3 | 特許法施行令第十四条第一号八及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号八の通商産業省令で定める額は、二百五十万円とする。

(資力に乏しい事業者の要件)

第七十一条 特許法施行令第十四条第二号イ及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号イの通商産業省令で定める額は、前事業年度末の貸借対照表(設立の日属する事業年度の確定申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。))を提出すべき期限

が到来していない法人にあつては、成立時の貸借対照表。)に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。)の百分の六十に相当する金額とする。

2 | 特許法施行令第十四条第二号八及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号八の規定による所得の算定は、所得税法第二十六條及び第二十七條の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得の金額を合計することにより行うものとする。

3 | 特許法施行令第十四条第二号八及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号八の通商産業省令で定める額は、二百九十万円とする。

4 | 特許法施行令第十四条第二号八及び特許法等関係手数料令第

一条の二第二号八の規定による所得の算定は、営業収益の合計額から営業費用の合計額を控除することにより行うものとする。

5 特許法施行令第十四条第二号二及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号二の通商産業省令で定める関係は、特許法施行令第十四条第二号イからハまでに該当する法人に対し単独で持つ場合にあつては第一号に掲げるものとし、共同で持つ場合にあつては第二号に掲げるものとする。

一 その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係

二 その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係

(特許料減免申請書等の様式)

第七十二条 特許法施行令第十五条第一項に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。

(審査請求料減免申請書の様式)

第七十二条 特許法等関係手数料令第一条の三第一項に規定する申請書は、様式七十二により作成しなければならない。

(添付書面)

第七十四条 特許法施行令第十五条第二項第二号及び第三号並びに特許法等関係手数料令第一条の三第二項第二号及び第三号の通商産業省令で定める書面は、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に相当する税に係る申告書の写しとする。

2 特許法施行令第十五条第三項各号列記以外の部分及び特許法等関係手数料令第一条の三第三項各号列記以外の部分の通商産業省令で定める書面は、前事業年度終了の日における株主等(法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。)の氏名及

び住所又は名称及びその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面とする。

3 | 特許法施行令第十五条第三項第一号及び特許法等関係手数料令第一条の二第三項第一号の通商産業省令で定める書面は、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（次項において「外国法人」という。）にあつては官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので次に掲げる事項を記載したものとし、個人にあつては所得税法第二百二十九条の規定による届出書の写しとする。

一 | 名称及び住所

二 | 設立の年月日

三 | 資本金又は出資の総額

4 | 特許法施行令第十五条第三項第二号及び特許法等関係手数料令第一条の三第三項第二号の通商産業省令で定める書面は、所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者にあつては第一項に掲げる書面とし、外国法人にあつては損益計算書とする。

実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）（第二条関係）

| 改正 | 現行 |
|---|---|
| <p>（願書の様式）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十条に規定する特定研究成果に係る実用新案登録出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。</p> <p>（実用新案技術評価請求書の様式等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 実用新案技術評価請求書は、様式第六により作成しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（刊行物等の提出）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2 前項の規定による刊行物等の提出は、様式第十五により作成した書面によらなければならない。</p> <p>3（略）</p> | <p>（願書の様式）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（実用新案技術評価請求書の様式等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 実用新案技術評価請求書は、実用新案登録出願（実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願、同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願及び防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける実用新案登録出願（以下「国際実用新案登録出願等」という。第二十二條第二項において同じ。）を除く。）について提出するものは様式第六により、国際実用新案登録出願等について提出するものは様式第七により作成しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（刊行物等の提出）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2 前項の規定による刊行物等の提出は、実用新案登録出願については様式第十五により、国際実用新案登録出願等については様式第十六により作成した書面によらなければならない。</p> <p>3（略）</p> |

(特許法施行規則の準用)

第二十三条 特許法施行規則第一章(総則)(特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条の二並びに第十三条の二の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十六 再審の請求」とあるのは

「十六の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」

と、同条第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは

「六 第二十三条第一項において準用する六の二 実用新案法第十二条第一項の六の三 第二十二條第一項の規定による特許法施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続による実用新案技術評価書の請求の刊行物等の提出

と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と
「
同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。」

(特許法施行規則の準用)

第二十三条 特許法施行規則第一章(総則)(特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十八号並びに第三項第七号、第十一条の二並びに第十三条の二の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十七 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第七条第一項の規定による答弁書の提出」とあるのは

「十七の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正
三十五年政令第十六号)第七条第一項の規定による答弁書の提出」

と、同条第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは

「六 第二十三条第一項において準用する六の二 実用新案法第十二条第一項の六の三 第二十二條第一項の規定による特許法施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続による実用新案技術評価書の請求の刊行物等の提出

と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と
「
同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。」

3 特許法施行規則第二章の二（博覧会の指定）の規定は、実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第三十条第三項の規定による博覧会の指定に準用する。

4 〱 （略）

3 特許法施行規則第二章の二（博覧会の指定）の規定は、実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第三十条第三項の規定による日本国内において政府および地方公共団体以外の者が開設する博覧会の指定に準用する。

4 〱 （略）

| 改正 | 現行 |
|--|--|
| <p>(願書の様式) 第二条 (略)</p> <p>2 意匠法第十条の二第一項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第三により作成しなければならない。</p> <p>3 意匠法第十三条第一項又は第二項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第四により作成しなければならない。</p> <p>4 意匠法第十七条の三第一項に規定する意匠登録出願についての願書は、様式第五により作成しなければならない。</p> <p>5 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十条に規定する特定研究成果に係る意匠登録出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。</p> <p>(図面の様式) 第三条 願書に添付すべき図面は、様式第六により作成しなければならない。</p> <p>(図面の代用) 第四条 (略)</p> <p>2 写真を提出するときは、様式第七によらなければならない。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの</p> | <p>(願書の様式) 第二条 (略)</p> <p>2 意匠法第十条の二第一項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第四により作成しなければならない。</p> <p>3 意匠法第十三条第一項又は第二項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第六により作成しなければならない。</p> <p>4 意匠法第十七条の三第一項に規定する意匠登録出願についての願書は、様式第七により作成しなければならない。</p> <p>(図面の様式等) 第三条 願書に添付すべき図面は、様式第八により作成しなければならない。</p> <p>2 図面を提出するときは、その副本二通を提出しなければならない。</p> <p>(図面の代用) 第四条 (略)</p> <p>2 写真を提出するときは、様式第九によらなければならない。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 次項の規定により用紙にはり付けた場合において、容易に離脱するおそれがないもの</p> <p>四 次項の規定により用紙にはり付けた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの</p> |

四 (略)

2 ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第八により作成した用紙をその袋にはり付けなければならない。この場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。

(特徴記載書の様式等)

第六条 (略)

2 特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければならない。

3 (略)

(物品の区分)

第七条 (略)

(組物)

第八条 (略)

五 (略)

2 ひな形又は見本を提出するときは、これを様式第十により作成した用紙にはり付けなければならない。この場合において、前項第五号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで用紙にはり付けなければならない。

(特徴記載書の様式等)

第五条の二 (略)

2 特徴記載書を提出するときは、様式第十の二によらなければならない。

3 (略)

(物品の区分)

第六条 (略)

(組物)

第七条 (略)

(出願放棄書の様式)

第八条 意匠登録出願の放棄は、様式第十一によりしなければならない。

(出願取下書の様式)

第九条 意匠登録出願の取下げは、様式第十二によりしなければならない。

(提出書面の省略)

第十条 (略)

2 4 (略)

(秘密意匠)

(提出書面の省略)

第九条 (略)

2 4 (略)

(秘密意匠)

第十条 (略)

第十一条 意匠法第十四条第三項の規定による秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することの請求は、様式第十によりしななければならない。

第十一条 (略)

第十一条の二 意匠法第十四条第三項の規定による秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することの請求は、様式第十二の二によりしななければならない。

(パリ条約による優先権等の主張の証明書提出書の様式)

第十三条 意匠法第十五条第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十三条第二項(同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第十三によりしななければならない。

(名義人変更届の様式等)

第十四条 意匠法第十五条第二項において準用する特許法第三十四條第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十四によりしななければならない。

2 前項の届出は、二以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

3 第一項の届出と意匠権の移転の登録の申請(二以上の意匠権に係るときは、これらの登録の目的が同一の場合に限る。)は、意匠登録を受ける権利の被承継人及び承継人が当該申請に係る意匠権の登録義務者及び登録権利者と同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

(期間の延長の請求等の様式等)

第十五条 意匠法第十七条の四の規定による期間若しくは同法第六十八條第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は同法第五条第二項の規定による期日の変更の請求は、様式第十五によりしななければならない。

2 意匠法第六十八條第一項において準用する特許法第五条第二

(意見書の様式等)

第十三条 意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の意見書は、様式第十一により作成しなければならない。

2 3 (略)

(審判の請求書の様式)

第十四条 意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判の請求書は様式第十二により、それ以外の審判の請求書は様式第十三により作成しなければならない。

2 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、審判請求書には、証拠保全事件の表示を記載しなければならない。

(手続補正書の様式等)

第十五条 手続の補正のうち、様式第一から様式第十二まで若しくは様式第十四、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第十九条第二項において準用する特許法施行規

項の規定による期日の変更の請求は、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない。

3 前項の期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては許してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一 当事者の一方につき代理人が数人ある場合において、その

一部の代理人について変更の事由が生じたこと。

二 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと。

(意見書の様式等)

第十六条 意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の意見書は、様式第十六により作成しなければならない。

2 3 (略)

(手続補正書の様式等)

第十七条 手続の補正は、様式第十七によりしなければならない。

則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第十九条第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。

2
3 (略)

4 補正による手数料の納付(様式第二から様式第五まで、様式第十一、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二及び同規則第十二条第一項に規定する様式第十八により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るものを除く。)は、様式第十六によりしなければならない。

2
3 (略)

4 補正による手数料の納付は、様式第十八によりしなければならない。

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の請求)

第十八条 意匠登録出願についてパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業

所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特許法第四十三条の二第二項の特定国において優先権を主張するための書類について証明書の交付を請求する者は、その書類並びにその主張をする旨及び出願しようとする国の国名を記載した書面を提出しなければならない。

（代理人選任届等の様式）

第十九条 手続をした者又は意匠権者が代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出るときは、様式第十九によりしなければならない。

2 手続をした者又は意匠権者の代理人が代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことを届け出るときは、様式第二十によりしなければならない。

3 前二項の届出（意匠登録出願人又は意匠権者の代理人に係るものに限る。）は、二以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

（包括委任状）

第二十条 手続（意匠法第六十三条第一項の規定による証明等の請求を除く。）をする際の第二十八条第一項において準用する特許法施行規則第四条の三の規定による証明については、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第六条第一項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面を援用してすることができる。

2 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、第一項の援用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七」とあるのは「様式第二十一」と読み替えるものとする。

（代表者選定届の様式等）

第二十一条 意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは、願書、審判請求書又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の届出書は、様式第二十二により作成しなければならない。

(弁明書の様式)

第二十二条 意匠法第五十二条において準用する特許法第三百三条の第二第二項又は意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十八条の第二第二項の弁明書は、様式第二十三により作成しなければならない。

(手続の受継申立書の様式)

第二十三条 手続の受継の申立ては、様式第二十四によりしなければならない。

(書類その他の物件の提出書の様式)

第二十四条 意匠法第五十二条、第五十八条第二項及び第三項において、若しくは同条第四項において準用する特許法第七十四條第三項において、それぞれ準用する同法第三百三十四條第四項の規定により審尋を受けた者又は意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第九十四條第一項の規定により書類その他の物件の提出を求められた者が書類その他の物件を提出する場合は、様式第二十五によりしなければならない。

(意匠登録証の様式)

第二十五条 意匠登録証は、様式第二十六により作成しなければならない。

(意匠登録表示)

第二十六条 (略)

(意匠登録証の様式)

第十六条 意匠登録証は、様式第十七により作成しなければならない。

(意匠登録表示)

第十七条 (略)

(登録料納付書の様式)

第十八条 登録料を納付するときは、意匠権の設定の登録を受ける者は様式第十八により、意匠権者は様式第十九により、それぞれ作成した登録料納付書によらなければならない。

2 前項の納付書には、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第一条第三項の規定にかかわらず、納付者の印を押すことを要しない。

3 (略)

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二並びに第十三条の二を除く。)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び特許法第二百一十一条第一項」とあるのは、「並びに意匠法第四十六条第一項及び第四十七条第一項」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)(一)とあるのは、「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による意匠登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。)(一)と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「特許法第二百一十一条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第

(登録料納付書の様式)

第二十七条 登録料を納付するときは、意匠権の設定の登録を受ける者は様式第二十八により、意匠権者は様式第二十九により、それぞれ作成した登録料納付書によらなければならない。

2 前項の納付書には、第二十八条第一項において準用する特許法施行規則第一条第三項の規定にかかわらず、納付者の印を押すことを要しない。

3 (略)

(特許法施行規則の準用)

第二十八条 特許法施行規則第一章(総則)(第一条の二、第四条の二、第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十八号並びに第三項第七号、第八条、第九条の二、第九条の三、第十条の二、第十一条、第十一条の二、第十一条の四、第十一条の五、第十二条、第十三条の二、第十四条並びに第十八条第四項を除く。)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)(一)とあるのは、「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による意匠登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。)(一)と、第九条第一項中「特許出願人」とあるのは、「意匠登録出願人(意匠登録出願の願書又はこれに係る手続に係る書類に識別番号を記載した者に限る。)(一)と読み替えるものとする。

四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「特許法第二百一十一条第一項」

とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」
と、第十四条第二項中「同法第二百一十一条第一項」とあるのは
「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替え
るものとする。

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の
三、第二十七条の四、第二十八条から第二十八条の三まで、第
二十九条、第三十条及び第三十一条第二項（信託、持分の記載
等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新
規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等
、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ
、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をす
る場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に
準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三
項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十
七条第四項」と読み替えるものとする。

3
5 (略)

6 第十三条、特許法施行規則第八章（審判及び再審）（第四十
六条並びに第五十条の十五第一項（第三十二条の規定を準用す
る部分に限る。）、第二項及び第三項を除く。）の規定は、審
判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条
の三第二項、第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三、
第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項
、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項
、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに
第六十二条第二項中「特許法第二百一十一条第一項」とあるのは
「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と、第五十
条の十五第一項中「特許法第二百一十一条第一項」とあるのは、
「意匠法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

7
(略)

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の四、
第二十八条、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項及
び第三項（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の
規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の
通知、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割
をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出
願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条
第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「意匠法第
六十七条第四項」と読み替えるものとする。

3
5 (略)

6 特許法施行規則第八章（審判及び再審）の規定は、審判及び
再審に準用する。

7
(略)

8 特許法施行規則第一条の二（提出物件票）の規定は、登録料
の納付に準用する。

| 改正 | 現行 |
|---|---|
| <p>第三条 削除</p> <p>（商標登録を受けようとする商標等の願書への記載等の省略） 第八条 商標法第十一条第一項若しくは第二項、第十二条第一項、第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項又は商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章（同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）</p> | <p>（商標登録を受けようとする商標等を表示した書面の提出） 第三条 願書を提出するときは、同時に商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章を表示した書面四通を提出しなければならない。ただし、標準文字のみによつて商標登録又は防護標章登録を受けようとするときは、この限りでない。</p> <p>（提出書面の省略） 第七条の二 商標法第十一条第一項若しくは第二項、第十二条第一項又は同法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの商標登録出願又は防護標章登録出願について提出した証明書であつて同法第九条の二、第九条の三又は同法第十三条第一項（商標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三條第二項（商標法第十三条第一項において準用する特許法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。</p> <p>（商標登録を受けようとする商標等の願書への記載等の省略） 第八条 商標法第十一条第一項若しくは第二項、第十二条第一項、第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項又は商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章（同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）</p> |

む。) において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する場合にあつては、商標法第十六条の二第一項の規定により却下された補正についての手続補正書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章を含む。) が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示して商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章の願書への記載を省略することができる。

(名義人変更届の様式等)

第九条 商標法第十三条第二項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十四条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十一によりしななければならない。

2) 3 (略)

(意見書の様式等)

第九条の二 商標法第十五条の二(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十五条の三及び同法附則第七条の意見書の提出は、様式第十一の二により作成しななければならない。

2 前項の意見書には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しななければならない。

3 特許法施行規則第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じて提出しななければならない。」「とあるのは、「提出しななければならない。」「と読み替えるものとする。

(審判請求書の様式)

第十四条 商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 又は同法第四十五

む。) において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する場合にあつては、商標法第十六条の二第一項の規定により却下された補正についての手続補正書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章を含む。) が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示して商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章の願書への記載及び第三条に規定する書面の提出を省略することができる。

(名義人変更届の様式等)

第九条 商標法第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十一によりしななければならない。

2) 3 (略)

(審判請求書の様式)

第十四条 審判の請求書は、様式第十五により作成しななければならない。

条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判の請求書は様式第十四の二により、それ以外の審判の請求書は様式第十五により作成しなければならない。

（手続補正書の様式等）

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十一、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第二十二条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十五の二により、それ以外の手続の補正は様式第十六によりしなければならない。

2
4
（略）

（手続補正書の様式等）

第十六条 手続の補正は、様式第十六によりしなければならない。

2
4
（略）

5 特許法施行規則第十一条第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において、「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十一、様式第十二及び様式第十四の二並びに同規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

（特許法施行規則等の準用）

第二十二条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一号、第十一号の二、第十二条並びに第十三条の二を除く。）並びに第二十七条の三の三、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び特許法第二百二十一条第一項」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、

5 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第七條第四項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。

（特許法施行規則等の準用）

第二十二条 特許法施行規則第一章（総則）（第一条の二、第四条の二、第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十八号並びに第三項第七号、第八号、第九条の二、第九条の三、第十条の二、第十一条、第十一条の二、第十一条の四、第十一条の五、第十二条、第十三条の二、第十四条並びに第十八条第四項を除く。）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請（第一条、第二条、第三条、第四条、第四条の三、第五条から第七条まで、第十条、第十一条の三、第十三条及び第十五条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条、第二条、第三条、第四条、第四条の三、第五条から第七条まで、第十条、第十一条の三、第十三条及び第十五条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）」又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）」若しくは同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）」若

「同法第八十八条第三項」とあるのは、「商標法第四十一条第二項（同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）
 一と、特許法施行規則第四条の三第一項中、「三 特許法第四十条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）
 一」とあるのは、「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）
 一若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）
 一若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）
 一において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）
 一」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは
 五の一 防護標章登録
 五の二 書換登録の申請
 の更新登録の申請（商標権に係る商品及び役務の区分の数を減に基づく権利の存続期間の更新登録の出願
 一 して申請する場合に限る。）
 一と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権

しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）
 一において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）
 一」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは
 五 商標権の存続期間の更新登録の申請
 五の二 防護標章登録に基づく権利の
 五の三 書換登録の申請
 請（商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に限る。）
 一と、第七条中「若しくは世界貿易機関の加盟国

一とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者（商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の願書、商標権の存続期間の更新登録の申請書及び書換登録の申請書又はこれらに係る手続に係る書類に識別番号を記載した者に限る。）
 一」と、特許法施行規則第十条中「又は第二十七条の二第一項」とあるのは「商標法第七條第三項又は同法施行規則第二十条第二項」と、特許法施行規則様式第六の備考「中」「申請人」「参加人」「被請求人」「請求人」「被請求人」「参加人」のように手続をした者として「請求人」「被請求人」「参加人」のように手続をした者として「請求人」「被請求人」「参加人」のように入籍をした者として「請求人」又は防護標章登録出願人、防護標章登録出願人、商標登録出願人、又は「防護標章登録出願人」のように手続をした者として「請求人」の関係を記載する。」と読み替えるものとする。

利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則第十条中「又は第二十七条の二第二項」とあるのは「、商標法第七条第三項又は同法施行規則第二十条第二項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様

式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中、「特許出願の審査又は特許法第百二十一條第一項」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。」若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項）において準用する場合を含む。」と、特許法施行規則第十三條第四項中「特許法第百二十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において

て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、と、特許法施行規則第十四条第二項中、「同法第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)」と、特許法施行規則様式第二の備考・中「何県・何郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のように詳しく記載する。」とあるのを「代理人にあつては・何県・何郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のように詳しく記載し・請求人にあつてはなるべく何県・何郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のうちに詳しく記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考・中「何県・何郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のように詳しく記載する。」とあるのを「代理人にあつては・何県・何郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のように詳しく記載し・請求人にあつてはなるべく何県・何郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のように記載する。」と読み替えるものとする。

2 特許法施行規則第二章の二(博覧会の指定)の規定は、商標法第四条第一項第九号及び第九条第一項の規定による博覧会の指定に準用する。

3 (略)

4 特許法施行規則第二十六条第二項、第二十七条、第二十七条の四、第二十八条及び第三十条(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正)の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「商標法第七十六条第四項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書又は図面」とあるのは「願書」と読

2 特許法施行規則第二章の二(博覧会の指定)の規定は、商標法第四条第一項第九号および第九条第一項の規定による日本国内において政府および地方公共団体以外の者が開設する博覧会の指定に準用する。

3 (略)

4 特許法施行規則第二十六条第二項、第二十七条、第二十七条の四、第二十八条、第三十条及び第三十一条第二項(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「商標法第七十六条第四項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細

み替えるものとする。

5
5)6 (略)

7 特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二まで、第五十条の四から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場合において、同規則第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについて提出する」と、同規則第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

8 第九条の二第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

9
(略)

■ 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第九条第二項及び第四項（提出書面の省略）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請、請求その他商標登録

書又は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

5
5)6 (略)

7 特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第五十条の十一まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、登録異議申立てについての審理及び決定に準用する。

8 第十三条、特許法施行規則第三十三条、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条から第五十条の十二まで及び第五十一条から第六十五条まで並びに意匠法施行規則第二十四条の規定は、審判及び再審に準用する。

9
(略)

■ 特許法施行規則第一条の二（提出物件票）の規定は、商標権の存続期間の更新登録の申請及び登録料の納付に準用する。

、防護標章登録又は書換登録に関する手続に準用する。

・ 意匠法施行規則第八条、第九条、第十条第二項及び第四項、第十三条、第十五条並びに第十八条から第二十四条まで（出願放棄書の様式、出願取下書の様式、提出書面の省略、パリ条約による優先権等の主張の証明書提出書の様式、期間の延長の請求等の様式、パリ条約による優先権等の主張の証明書の請求、代理人選任届等の様式、包括委任状、代表者選定届の様式等、弁明書の様式、手続の受継申立書の様式及び書類その他の物件の提出書の様式）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請（第十五条及び第十九条から第二十四条までの規定に限る。）請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第十五条及び第十九条から第二十四条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、意匠法施行規則第十八条中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国」と、意匠法施行規則第二十一条中「審判請求書」とあるのは書換登録に関する手続を除き「登録異議申立書」「審判請求書」と、「意匠法施行規則第十九条の権利」中「意匠登録出願人」「請求人」「被請求人」「参加人」のように手続をした者と事件との関係を記載する。ただし「意匠権について届出をするときは」「手続をした者」の欄を「意匠権者」とし、「事件との関係」の欄は設けるには及ばない。「住所」は「請求人」「被請求人」「参加人」のように手続をした者と事件との関係を記載する。ただし「手続をした者が商標登録出願人又は防護標章登録出願人のときは」なるべく「商標登録出願人」又は「防護標章登録出願人」のように手続をした者と事件との関係を記載するものとし「商標権者が商標権について届出をするときは」「手続をした者」の欄を「商標権者」とし、「事件との関係」の欄は設けるには及ばない。「住所」は「何県」「何郡」「何村」「大字何」「字何」「何番地」「何号のように詳しく記載する。」「住所」は「住所（居所）」は「代理人又は選任した代理人に

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ | <ul style="list-style-type: none"> ▪ |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| | <p>あつては何県・何郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のよ うに詳しく記載し・手続をした者にあつてはなるべく何県・何 郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のように記載する。』 と読み替えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 意匠法施行規則第十六条（意見書の様式等）の規定は、商標 登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存 続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請の審査に準用する 。 |

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（願書等の記載事項） 第十五条（略） 一～三（略） 四（略） イ 優先権の主張の基礎となる出願が、国内出願（条約第二条・に規定する広域出願（以下「広域出願」という。）を除く。）である場合にあつてはその出願のされたパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国名、広域出願である場合にあつては条約第四十五条・に規定する広域特許条約（以下「広域特許条約」という。）に基づき条約第二条・に規定する広域特許を付与する権限を有する機関の名称、国際出願である場合にあつてはその出願のされた受理官庁の名称 ロ～八（略） 二 優先権の主張の基礎となる出願が広域出願であり、かつ、広域特許条約の締結国のいずれかがパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない場合にあつては、その出願がその国についてされた国のうち、少なくとも一のパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国名 五～七（略）</p> | <p>（願書等の記載事項） 第十五条（略） 一～三（略） 四（略） イ 優先権の主張の基礎となる出願が、国内出願（条約第二条・に規定する広域出願（以下「広域出願」という。）を除く。）である場合にあつてはその出願のされたパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国の国名、広域出願である場合にあつては条約第四十五条・に規定する広域特許条約（以下「広域特許条約」という。）に基づき条約第二条・に規定する広域特許を付与する権限を有する機関の名称、国際出願である場合にあつてはその出願のされた受理官庁の名称 ロ～八（略） 二 優先権の主張の基礎となる出願が広域出願であり、かつ、広域特許条約の締結国のいずれかがパリ条約の同盟国でない場合にあつては、その出願がその国についてされた国のうち、少なくとも一のパリ条約の同盟国の国名 五～七（略）</p> |

(認証謄本の提出等)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 国際出願において特許出願、実用新案登録出願又は特許庁長官に提出された国際出願を基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、優先日から一年四月以内に、優先権書類を国際事務局に送付するよう、特許庁長官に対し、請求することができ

4 5 (略)

(審判官の指定)

第四十五条 特許庁長官は、前条第一項の規定による追加手数料異議の申立てがあつたときは、三名の審判官を指定して、当該申立てについての決定をさせなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により審判官を指定する場合においては、次の各号のいずれかに該当する者を当該事件の審判官として指定してはならない。

一 事件の当事者若しくは当事者であつた者又は配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者である者若しくは当事者であつた者

二 事件の当事者が四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である者又はあつた者

三 事件の当事者の後見人、後見監督人又は保佐人

四 事件について当事者の代理人である者又はあつた者

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審判官のうち事件に關与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならない。

(認証謄本の提出等)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 国際出願において特許出願又は実用新案登録出願を基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、優先日から一年四月以内に、優先権書類を国際事務局に送付するよう、特許庁長官に対し、請求することができる。

4 5 (略)

(追加手数料異議の申立ての決定等)

第四十五条 特許庁長官は、前条第一項の規定による追加手数料異議の申立てがあつたときは、三名の審判官を指定して、当該申立てについての決定をさせなければならない。

2 前項の決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審判官がこれに記名し、かつ、印を押さなければならない。

一 追加手数料異議申立て事件の表示

二 申立人の氏名又は名称

三 代理人がある場合は、代理人の氏名

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

3 特許庁長官は、第一項の決定において追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があつたときは、その返還すべきものとされた金額を申立人に返還するものとする。

4 特許庁長官は、第一項の決定の謄本を申立人に送付しなければならない。

5 第三十七条第三項の規定は、前項の謄本に準用する。

(決定の合議制)

第四十五条の二 追加手数料異議の申立てについての審理及び決定は、前条第一項の規定により指定された三名の審判官の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

3 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十三条の規定は、第一項の合議体を構成する審判官の資格に準用する。

(首席審判官)

第四十五条の三 特許庁長官は、第四十五条第一項の規定により指定した審判官のうち一名を首席審判官として指定しなければならない。

2 首席審判官は、その追加手数料異議申立て事件に関する事務を総理する。

(審理の方式)

第四十五条の四 追加手数料異議の申立てについての審理は、書面審理による。

(決定)

第四十五条の五 第四十五条第一項の決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審判官がこれに記名し

6 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第三条から第六条まで及び第八条(ただし書を除く。)の規定は、追加手数料異議の申立ての決定に関する手続に準用する。この場合において、同令第三条、第四条、第五条第一項及び第六条第一項中「特許法第七十一条第二項」とあるのは、「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第四十五条第一項」と読み替

えるものとする。

7 特許法施行令第十三条の規定は、追加手数料異議の申立ての決定に係る審判官の資格に準用する。

、かつ、印を押さなければならない。

一 追加手数料異議申立て事件の表示

二 申立人の氏名又は名称

三 代理人がある場合は、代理人の氏名

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

2 特許庁長官は、第四十五条第一項の決定において追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があつたときは、その返還すべきものとされた金額を申立人に返還するものとする。

3 特許庁長官は、第四十五条第一項の決定の謄本を申立人に送付しなければならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前項の謄本に準用する。

(国際出願等の規定の準用)

第七十条 (略)

2 } 3 (略)

4 第四十四条から第四十五条の五までの規定は、法第十二条第三項の規定により請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人のする追加手数料異議の申立てに準用する。この場合において、第四十四条第一項中「条約第十七条・」とあるのは、「条約第三十四条・」と読み替えるものとする。

5 (略)

(国際事務局に対する手数料の金額)

第八十条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 百四十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として
特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額
に指定国(第十四条の二第一項の規定により指定する国を

(国際出願等の規定の準用)

第七十条 (略)

2 } 3 (略)

4 第四十四条及び第四十五条の規定は、法第十二条第三項の規定により請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人のする追加手数料異議の申立てに準用する。この場合において、第四十四条第一項中「条約第十七条・」とあるのは、「条約第三十四条・」と読み替えるものとする。

5 (略)

(国際事務局に対する手数料の金額)

第八十条 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 百五十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として
特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額
に指定国(第十四条の二第一項の規定により指定する国を

2

除く。)の数(同一の広域特許が求められている指定国群があるときはこれを一の指定国とみなして算定した数)を乗じて得た金額。ただし、八を超える指定については無料とする。

八〇二 (略)

(略)

2

除く。)の数(同一の広域特許が求められている指定国群があるときはこれを一の指定国とみなして算定した数)を乗じて得た金額。ただし、十を超える指定については無料とする。

八〇二 (略)

(略)

| 改正 | 現行 |
|--|--|
| <p>（識別番号の表示）</p> <p>第二条 手続（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（以下「令」という。）別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付に際しての申出及び平成十二年一月一日以後に請求された特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二百一十一條第一項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十六條第一項若しくは第四十七条第一項又は商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）第四十条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判（以下「拒絶査定等に対する審判」という。）が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。第五条において同じ。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者に限る。）は、この省令、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）、実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）又は意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載しなければならない。</p> | <p>（識別番号の表示）</p> <p>第二条 手続（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第八十四条の三第一項又は第八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされる国際出願、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願並びに法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十条第三項又は特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（旧特許法第五十九条第一項（旧特許法第七十四条第一項（改正法による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧特許法第六十一条の三第一項（旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）（以下「国際出願等」という。）並びにこれらに係る手続（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付に際しての申出を除く。）を除く。第五条において同じ。）をする者（その者の代</p> |

2 手続（令別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者（前項の手続をする者を除く。）に限る。）は、この省令又は商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載することができる。

3 前二項の規定により識別番号（次条第三項の規定により第六条第二項の包括委任状を提出した者（様式第六の包括委任状提出書に住所又は居所の記載されていない者に限る。）に付与されたものを除く。）を記載した場合には、その手続に係る書面に特許法施行規則第一条第三項（第六十一条第一項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する住所又は居所を記載することを省略することができる。

（識別番号の付与）
第三条（略）

2（略）
3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（令別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判の請求が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から

理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者に限る。）は、この省令、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）又は実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載しなければならない。

2 手続（国際出願等及びこれに係る手続を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者（前項の手続をする者を除く。）に限る。）は、この省令、意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）又は商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載することができる。

3 前二項の規定により識別番号（次条第三項の規定により第六条第二項の包括委任状を提出した者（様式第六の包括委任状提出書に住所又は居所の記載されていない者に限る。）に付与されたものを除く。）を記載した場合には、その手続に係る書面に特許法施行規則第一条第三項（第六十一条第一項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第二十八条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する住所又は居所を記載することを省略することができる。

（識別番号の付与）
第三条（略）

2（略）
3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（国際出願等及びこれに係る手続を除く。）をした者（第一号及び第二号に掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人

第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（令別表の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一 特許出願

二 実用新案登録出願

三 意匠登録出願

四 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

五 商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

六 特許法第三十四条第四項又は第五項（これらの規定を適用する新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継の届出

七 拒絶査定等に対する審判の請求

八 特許法第百八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面

九 （略）

、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（特許出願又は実用新案登録出願（国際出願等を除く。）の出願人の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一 特許出願又は実用新案登録出願

二 特許法第三十四条第四項又は第五項（実用新案法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利の承継の届出

三 （略）

十 令 第二条第二項の規定による届出

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

(氏名変更届等の様式等)

第四条 前条第一項の規定による請求をした者、前条第三項各号に掲げる手続(令別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続(平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判の請求が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))を除く。)をした者(同項第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。)、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人及び特許法施行規則第九条の二(実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による選任の届出に係る代理人がその氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は手続において使用しようとする印鑑を変更したときは、様式第二、様式第三又は様式第四により、遅滞なく、その旨を届け出なければならぬ。ただし、現金手続省令第三条第一項の規定により、氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は手続において使用しようとする印鑑に係る同一の内容の変更を届け出ている場合は、この限りではない。

2 3 (略)

(識別ラベル)

第五条 手続をする者(その者の代理人を含む。)が、その手続に係る書類に特許庁長官が交付するその者の識別ラベルをこの省令、特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は現金手続省令の様式で定めるところによりはり付けした場合には、特許法施行規則第一条第三項(第六十

四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(以下「令」という。)(第二条第二項の規定による届出

五 (略)

六 (略)

七 (略)

(氏名変更届等の様式等)

第四条 前条第一項の規定による請求をした者、前条第三項各号に掲げる手続(国際出願等及びこれに係る手続を除く。)をした者(同項第一号及び第二号に掲げる手続をした者の代理人を含む。)、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人及び特許法施行規則第九条の二(実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による選任の届出に係る代理人がその氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は手続において使用しようとする印鑑を変更したときは、様式第二、様式第三又は様式第四により、遅滞なく、その旨を届け出なければならぬ。ただし、現金手続省令第三条第一項の規定により、氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は手続において使用しようとする印鑑に係る同一の内容の変更を届け出ている場合は、この限りではない。

2 3 (略)

(識別ラベル)

第五条 手続をする者(その者の代理人を含む。)が、その手続に係る書類に特許庁長官が交付するその者の識別ラベルをこの省令、特許法施行規則、実用新案法施行規則、商標法施行規則(第十条に限る。))又は現金手続省令の様式で定めるところによりはり付けした場合には、特許法施行規則第一条第三項(第六

一条第一項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項、商標法施行規則第二十二條第一項及び現金手続省令第九条において準用する場合を含む。）に規定する印を省略することができる。

2 3 (略)

(包括委任状)

第六条 特定手続(令第一条第四十三号から第四十七号までに掲げる手続を除く。)、特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。若しくは特許法第百三十三條第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項(同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七條第一項(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の二若しくは同法附則第二十四條(同法附則第二十三條において準用する場合を含む。))の規定による令第一条第一号から第四十号までに掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正(令第一条第四十一号に掲げるものを除く。))又は令第二条第三項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三(第五条の二第二項、実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。))の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面(以下「包括委任状」という。))を援用してすることができる。

2 4 (略)

十一条第一項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、商標法施行規則第二十二條第一項及び現金手続省令第九条において準用する場合を含む。))に規定する印を省略することができる。

2 3 (略)

(包括委任状)

第六条 特定手続(令第一条第十七号から第二十一号までに掲げるものを除く。)、特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項において準用する場合を含む。))、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二の規定による令第一条第一号から第十四号までに掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正(令第一条第十五号に掲げるものを除く。))又は令第二条第三項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三(第五条の二第二項及び実用新案法施行規則第二十三條第一項において準用する場合を含む。))の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面(以下「包括委任状」という。))を援用してすることができる。

2 4 (略)

(包括委任状の援用の制限)

第七条 包括委任状において代理権が及ばないとされた事件に係る手続及び包括委任状を提出した者が、特許庁長官に様式第七により届け出た場合の当該届出をした後の当該届出に係る事件に係る手続については、前条第一項及び特許法施行規則第九条の三第一項(実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の援用をすることはできない。

第九条 削除

(特定手続の指定)

第十条 令第一条第四十号の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(第七号から第十四号までに掲げる手続にあつては、平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判の請求に係るもの)に限り、証拠保全に係るものを除く。)とする。

一(二) (略)

三 第七条の規定による届出(特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求(令別表の第二欄に掲げるものを除く。))に係るものに限る。)

四 特許法施行規則第九条の二第一項(実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。))

(包括委任状の援用の制限)

第七条 包括委任状において代理権が及ばないとされた事件に係る手続及び包括委任状を提出した者が、特許庁長官に様式第七により届け出た場合の当該届出をした後の当該届出に係る事件に係る手続については、前条第一項及び特許法施行規則第九条の三第一項(実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。))の援用をすることはできない。

(特定手続の指定)

第九条 令第一条第十号の通商産業省令で定めるものは、特許法第三十四条第四項又は第五項(実用新案法第十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利の承継の届出とする。

第十条 令第一条第十四号の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続とする。

一(二) (略)

三 第七条の規定による届出(特許出願又は実用新案登録出願(国際出願等を除く。))に係るものに限る。)

四 特許法施行規則第九条の二第一項(実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による代理人(特許出願又は実用新案登録出願(国際出願等を除

の規定による代理人（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求（令別表の第二欄に掲げる手続を除く。）の出願人、申請者又は請求人の代理人に限る。次号において同じ。）の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出

五 特許法施行規則第九条の第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことの届出

六（略）

七 特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出

八 特許法施行規則第五十一条第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

九 特許法施行規則第五十八条の二第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による尋問事項書の提出

十 特許法施行規則第五十八条の十七第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

十一 特許法施行規則第六十条第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定の申出

十二 特許法施行規則第六十条第一項（意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用

く。）の出願人の代理人に限る。次号において同じ。）の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出

五 特許法施行規則第九条の第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことの届出

六（略）

する場合を含む。)の規定による鑑定を求める事項を記載した書面の提出

十三 特許法施行規則第六十一条の十一(意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による書面の提出

十四 特許法施行規則第六十二條第一項(意匠法施行規則第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。)の規定による検証の申出

十五 意匠法施行規則第六條第一項の規定による特徴記載書の提出(平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願又は平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判の請求が特許庁に係属している場合にするものに限る。)

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の入出力装置(手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。第十三条、第十五条第一項、第十九条の二及び第二十三條の四において同じ。)から入力し又はフレキシブルディスクに記録しなければならない。

| | 手続 | 書類名 | 様式 |
|--|----|-----|----|
| | | | |

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の入出力装置(手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。第十三条、第十五条第一項、第十九条の二及び第二十三條の四において同じ。)から入力し又はフレキシブルディスクに記録しなければならない。

| | 手続の区分 | 書類名 | 様式 |
|-----|---------------------------|-----|--------|
| 一 | 特許出願(次号から第五号までに掲げるものを除く。) | 願書 | 様式第九 |
| 一の二 | 特許法第三十六條の二第二項の外国語書面出願 | 願書 | 様式第九の二 |

| | | | |
|--|-----------------------|--|--|
| | 二 | 一 | |
| | 旧特許法第五十三条第四項に規定する特許出願 | 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第四十五条第一項の規定による特許出願 | |
| | 願書 | 願書 | |
| | 様式第十 | 様式第九 | |

| | | | | | | | |
|-----------------------|------|------|------|-----------------------|------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 八の二 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 |
| 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願 | 特許出願 | 特許出願 | 特許出願 | 旧特許法第五十三条第四項に規定する特許出願 | 旧特許法第四十五条第一項の規定による特許出願 | 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定による特許出願 | 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願 |
| 特許法第三十六条の二第一項の外国語書面（ | 要約書 | 図面 | 明細書 | 願書 | 願書 | 願書 | 願書 |
| 六の二 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 様式第十 |
| 様式第十 | 様式第十 | 様式第十 | 様式第十 | 様式第十 | 様式第十 | 様式第十 | 様式第十 |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|----------|---|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------------|--------|
| 十二 | 十一 | 十 | 九 | 八の四 | 八の三 | |
| 実用新案登録出願 | 実用新案登録出願 | 実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願 | 実用新案登録出願（次号及び次項において準用する第五号に掲げるものを除く。） | 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願 | 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願 | |
| 要約書 | 明細書 | 願書 | 願書 | 特許法第三十六条の二第一項の外国語要約書面 | 特許法第三十六条の二第一項の外国語書面（図面に限る。） | 図面を除く。 |
| 十 様式第二 | 九 様式第十 | 八 様式第十 | 七 様式第十 | 六の四 様式第十 | 六の三 様式第十 | |

| | | | |
|--|--|---|--------|
| | | | 三 |
| | | 特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第三条による改正前の意匠法第十二条第一項の規定による意匠登録出願 | |
| | | | 願書 |
| | | | 一 様式第十 |

| | | | | | | |
|----------|---------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--|
| 十四 | 十三 | 五十二の | 四十二の | 三十二の | 二十二の | |
| 特許出願の取下げ | 特許出願の放棄 | 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出 | 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出 | 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出 | 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出 | |
| 出願取下書 | 出願放棄書 | 翻訳文（要約書に係るものに限る。） | 翻訳文（図面に係るものに限る。） | 翻訳文（明細書に係るものに限る。） | 翻訳文提出書 | |
| 様式第二十二 | 様式第二十一 | 様式第二十の五 | 様式第二十の四 | 様式第二十の三 | 様式第二十の二 | |

| | |
|--|--|
| 四 | |
| 令第一条第四十一号に規定する法第四十一条第二項において準用する特許法第七十条第三項の規定による手続の補正 | |
| 手続補正書 | |
| 二 様式第十 | |

| | | | |
|----|---|-----------------|----------|
| 十五 | 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張の取下げ | 先の出願に基づく優先権主張取書 | 様式第二十三 |
| 十六 | 令第一条第九号に規定する特許法第五条第一項又は第百八条第三項の規定による期間の延長の請求 | 期間延長請求書 | 様式第二十四 |
| 十七 | 令第一条第十号に規定する特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による特許を受ける権利の承継の届出 | 出願人名義変更届 | 様式第二十五 |
| 十八 | 特許出願についての出願審査の請求 | 出願審査請求書 | 様式第二十六 |
| 十九 | 令第一条第十二号に規定する特許法第五十条の規定による意見書の提出 | 意見書 | 様式第二十七 |
| 二十 | 令第一条第十五号に規定する特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二の規定による手続の補正（第二十号の二に掲げるものを除く。） | 手続補正書 | 様式第二十七の二 |

| | | |
|---|---|--|
| 六 | 五 | |
| <p>令第一条第四十三号に規定する特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十二条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約（千</p> | <p>令第一条第四十三号又は第四十四号に規定する特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十二条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求（次号に掲げるものを除く。）</p> | |
| 優先権証明請求書 | 証明請求書 | |
| 様式第十 | 様式第十 | |
| 二十の四 | 二十の三 | 二十の二 |
| <p>令第一条第十七号に規定する特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明の請求のうち特許出願又は実用新案登録出願についてパリ条約（千九百一十二年四月にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで</p> | <p>令第一条第十七号又は第十八号に規定する特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明の請求（次号に掲げるものを除く。）</p> | <p>令第一条第十六号に規定する特許法第十八条の二第二項の規定による弁明を記載した書面の提出</p> |
| 優先権証明請求書 | 証明請求書 | 誤訳訂正書 |
| 様式第二十八の四 | 様式第二十八の三 | 様式第二十八の二 |
| | | 弁明書 |
| | | 様式第二十八 |

| | | | |
|---|---|----------------|----------|
| 七 | <p>九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。</p> <p>（）の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三条の二第二項の特定国において優先権を主張するための書類についての証明の請求</p> | 登録事項記載書類の交付請求書 | 様式第十五 |
| 七 | <p>令第一条第四十五号に規定する特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿若しくは商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録さ</p> | 登録事項記載書類の交付請求書 | 様式第十五 |
| 五 | <p>、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特許法第四十三条の二第二項の特定国において優先権を主張するための書類についての証明の請求</p> | 登録事項記載書類の交付請求書 | 様式第二十八の五 |
| 五 | <p>令第一条第十九号に規定する特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十三条第一項又は商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原</p> | 登録事項記載書類の交付請求書 | 様式第二十八の五 |

| | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|---------------------------|--|---------------------------|--|---|---|----|--|
| | <p>れている事項を記載した書類の交付の請求</p> | 八 | <p>令第一条第四十六号に規定する法第十二条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項についての閲覧の請求</p> | 九 | <p>令第一条第四十六号に規定する法第十二条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項についての閲覧の請求</p> | 十 | <p>令第一条第四十七号に規定する法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求</p> | 十一 | <p>前条第一号に規定する法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付に際しての申出（以下この条において「納付の申出」という。）のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの</p> |
| | | <p>ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書</p> | <p>登録事項の閲覧請求書</p> | <p>ファイル記録事項記載書類の交付請求書</p> | <p>特許料納付書</p> | | | | |
| | | <p>様式第十六</p> | <p>様式第十七</p> | <p>様式第十八</p> | <p>様式第十九</p> | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---|---------------------------|---|---------------------------|---|------|---|-----|--|
| | <p>簿若しくは商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求</p> | 二十の六 | <p>令第一条第二十号に規定する法第十二条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項についての閲覧の請求</p> | 二十の七 | <p>令第一条第二十号に規定する法第十二条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項についての閲覧の請求</p> | 二十の八 | <p>令第一条第二十一号に規定する法第十二条第二項の規定による書類の交付の請求</p> | 二十一 | <p>前条第一号に規定する法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付に際しての申出（以下この条において「納付の申出」という。）のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの</p> |
| | | <p>ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書</p> | <p>登録事項の閲覧請求書</p> | <p>ファイル記録事項記載書類の交付請求書</p> | <p>特許料納付書</p> | | | | |
| | | <p>様式第二十八の六</p> | <p>様式第二十八の七</p> | <p>様式第二十八の八</p> | <p>様式第二十九</p> | | | | |

| | | | |
|----|--|--------|--------|
| 十二 | 納付の申出のうち特許権者がするもの | 特許料納付書 | 様式第二十 |
| 十三 | 納付の申出のうち実用新案権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十一 |
| 十四 | 納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十二 |
| 十五 | 納付の申出のうち意匠権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十三 |
| 十六 | 納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十四 |
| 十七 | 納付の申出のうち商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十五 |
| 十八 | 納付の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第二十六 |

| | | | |
|-------|--|-------------|----------|
| 二十二 | 納付の申出のうち特許権者がするもの | 特許料納付書 | 様式第三十 |
| 二十三 | 実用新案技術評価の請求 | 実用新案技術評価請求書 | 様式第三十一 |
| 二十四 | 納付の申出のうち実用新案権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第三十二 |
| 二十五 | 納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第三十三 |
| 二十六 | 納付の申出のうち意匠権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第三十四 |
| 二十七 | 納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第三十五 |
| 二十七の二 | 納付の申出のうち商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの | 登録料納付書 | 様式第三十五の二 |
| 二十八 | 納付の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの | 登録料納付書 | 様式第三十六 |

| | | | |
|----|--|----------------|------------|
| 十九 | 前条第二号に規定する令第二 条第四項の規定による電 子情報処理組織を使用して 特定手続を行った旨の申出 | 手続補足書 | 様式第二 十七 |
| 二十 | 前条第三号に規定する第七 条の規定による届出（令別 表の第二欄に掲げる手続） 平成十二年一月一日以後に 請求された拒絶査定等に対 する審判が特許庁に係属し ている場合にそのものを除 く。）に係るものを除く。 | 包括委任状 援用制限届 | 様式第二 十八 |

| | | | |
|-----|---|---|------------|
| 二十九 | 前条第二号に規定する令第 二条第四項の規定による電 子情報処理組織を使用して 特定手続を行った旨の申出 （特許出願、請求その他特 許に関する手続に係るもの に限る。） | 手続補足書 | 様式第三 十七 |
| 三十 | 前条第三号に規定する第七 条の規定による届出（特許 出願に係るものに限る。） | 包括委任状 援用制限届 | 様式第三 十八 |
| 三十一 | 前条第四号に規定する特許 法施行規則第九条の第二 項の規定による代理人の選 任若しくは変更又はその代 理権の内容の変更若しくは 消滅の届出 | 代理人選任 （代理人変 更、代理権 変更、代理 権消滅）届 | 様式第三 十九 |
| 三十二 | 前条第五号に規定する特許 法施行規則第九条の第二 項の規定による代理人に選 任されたこと又は代理権が 消滅したことの届出 | 代理人受任 （代理人辞 任）届 | 様式第四 十 |
| 三十三 | 前条第六号に規定する特許 | 優先審査に | 様式第四 |

2 前項の規定中第二号に係る部分は、実用新案登録出願、請求その他実用新案に関する手続に準用する。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)
 第十二条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上覧に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

| 手続の区分 | 書 面 | 記 載 事 項 |
|----------------|---|--|
| 令第一条第七号に規定する手続 | 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第一項又は第三項(これらの規定を、実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする旨を | 特許法第三十条第一項又は第三項(これらの規定を、実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする旨 |

2 前項の規定中第五号、第七号、第十三号から第十七号まで、第二十号及び第二十九号から第三十二号までに係る部分は、実用新案登録出願、請求その他実用新案に関する手続に準用する。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)
 第十二条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願又は実用新案登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

| 手続の区分 | 書 面 | 記 載 事 項 |
|----------------|---|--|
| 令第一条第三号に規定する手続 | 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第一項又は第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面 | 特許法第三十条第一項又は第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする旨 |

| | | |
|---|----------|-----|
| 法施行規則第三十一条の三 第二項の規定による優先審査に関する事情説明書の提出 | 関する事情説明書 | 十の二 |
|---|----------|-----|

| | | | | | |
|--------|--|--|---|--|--|
| | 令第一条第八号に規定する手続 | 令第一条第九号に規定する手続 | 令第一条第十号に規定する手続 | 令第一条第十一号に規定する手続 | |
| 記載した書面 | 意匠法第四条第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面 | 商標法第九条第二項の規定による同条第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面 | 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項に規定する書面 | 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び実用新案法第一条第一項、意匠法第 | |
| | 意匠法第四条第二項の規定の適用を受けようとする旨 | 商標法第九条第一項の規定の適用を受けようとする旨 | 特許法第四十一条第一項又は実用新案法第八条第一項の規定により優先権を主張しようとする旨 | 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び実用新案法第 | |
| | | | 令第一条第四号に規定する手続 | 令第一条第五号に規定する手続 | |
| | | | 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項に規定する書面 | 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する書面 | |
| | | | 特許法第四十一条第一項又は実用新案法第八条第一項の規定により優先権を主張しようとする旨 | 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する優先権を主張しようとする旨 | |

| | | |
|------------------------|---|--|
| <p>令第一条第十二号に規定する手続</p> | <p>旧特許法第五十三條第六項（旧特許法第百五十九條第一項（旧特許法第百七十四條第一項（改正法による改正前の實用新案法（以下「旧實用新案法」という。）第四十五條において準用する場合を含む。）及び旧實用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）、旧特許法第百六十一條の第三項（旧實用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）及び旧實用新案法第十三條において準用する場合を含む。）に規定する書面</p> | <p>十五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する書面</p> |
| <p>令第一条第十三号に規定する手続</p> | <p>旧特許法第五十三條第四項（旧特許法第百五十九條第一項（旧特許法第百七十四條第一項（旧實用新案法第四十五條において準用する場合を含む。）及び旧實用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）、旧特許法第百六十一條の第三項（旧實用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）及び旧實用新案法第十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたい旨</p> | <p>十五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する優先権を主張しようとする旨</p> |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| <p>令第一条第六号に規定する手続</p> | <p>旧特許法第五十三條第六項（旧特許法第百五十九條第一項（旧特許法第百七十四條第一項（旧實用新案法第四十五條において準用する場合を含む。）及び旧實用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）、旧特許法第百六十一條の第三項（旧實用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）及び旧實用新案法第十三條において準用する場合を含む。）に規定する書面</p> | <p>旧特許法第五十三條第四項（旧特許法第百五十九條第一項（旧特許法第百七十四條第一項（旧實用新案法第四十五條において準用する場合を含む。）及び旧實用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）、旧特許法第百六十一條の第三項（旧實用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）及び旧實用新案法第十三條において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたい旨</p> |
|-----------------------|--|---|

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p>定する手続</p> | <p>定する手続</p> |
| <p>令第一条第十四号に規定する手続</p> | <p>（入出力装置の届出） 第二十五條（略） 2 前項の届出は、様式第二十九によりしななければならない。</p> |
| <p>意匠法第十四条第二項の規定による書面</p> | <p>（入出力装置等の変更の届出等） 第二十五條（略） 2 前項の届出は、様式第二十九によりしななければならない。</p> |
| <p>意匠法第十四条第二項の規定による秘密にすることを請求する期間</p> | <p>（入出力装置等の変更の届出等） 第二十五條（略） 2 前項の届出は、様式第四十一によりしななければならない。</p> |

（入出力装置等の変更の届出等）
 第二十五條（略）
 2 前項の届出は、様式第二十九によりしななければならない。

（入出力装置等の変更の届出等）
 第二十五條（略）
 2 前項の届出は、様式第四十一によりしななければならない。

ばならない。

2) 3 (略)

(識別カードの再交付の請求)

第十八条 (略)

2 前項の規定による請求は、様式第三十一によりしななければならない。

3 (略)

(物件の提出)

第十九条 (略)

一 意匠法第六条第二項の規定により提出するひな形又は見本
二 商標法第七条第三項の規定により提出すべき同条第一項に規定する法人であることを証明する書面

三 特許法施行規則第四条の三(第五条の二第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき代理権を証明する書面

四 特許法施行規則第五条第一項(実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき特許を受ける権利の承継を証明する書面

五 特許法施行規則第六条(実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面

六 特許法施行規則第八条第一項(実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき代表者であることを証明する書面

七 特許法施行規則第二十七條第一項(実用新案法施行規則第

ればならない。

2) 3 (略)

(識別カードの再交付の請求)

第十八条 (略)

2 前項の規定による請求は、様式第四十三によりしななければならない。

3 (略)

(物件の提出)

第十九条 (略)

一 特許法施行規則第四条の三(第五条の二第二項又は実用新案法施行規則第二十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき代理権を証明する書面

二 特許法施行規則第五条第一項(実用新案法施行規則第二十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき特許を受ける権利の承継を証明する書面

三 特許法施行規則第六条(実用新案法施行規則第二十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面

四 特許法施行規則第八条第一項(実用新案法施行規則第二十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき代表者であることを証明する書面

五 特許法施行規則第二十七條第一項(実用新案法施行規則第

二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第二項及び商標法施行規則第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三條第二項（実用新案法第二十六條、意匠法第三十六條及び商標法第三十五條（同法第六十八條第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の定めがあること、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六條第一項ただし書の契約があることを証明する書面

八 特許法施行規則第二十七條第三項（実用新案法施行規則第二十三條第四項、意匠法施行規則第十九條第二項及び商標法施行規則第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

九（略）

十（略）

十一（略）

十二 特許法施行規則第三十二條第二項、意匠法施行規則第十三條第一項又は商標法施行規則第九條の二第二項の規定により提出すべき証拠物件

十三 特許法施行規則第五十條第一項（意匠法施行規則第十九條第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき証拠物件

十四 商標法施行規則第二十條第二項の規定により提出すべき承諾を証明する書面

十五（略）

十六（略）

2 前項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件を提出する場合は、様式第三十二により、同項第十号に掲げる物件を提出する場合は、特許法施行規則様式第二十二によりしなければならない。

二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三條第二項（実用新案法第二十六條において準用する場合を含む。）の定めがあること、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六條第一項ただし書の契約があることを証明する書面

六 特許法施行規則第二十七條第三項（実用新案法施行規則第二十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

七（略）

八（略）

九（略）

十 特許法施行規則第三十二條第二項の規定により提出すべき証拠物件

十一（略）

十二（略）

2 前項第一号から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げる物件を提出する場合は、様式第四十四により、同項第八号に掲げる物件を提出する場合は、特許法施行規則様式第二十二によりしなければならない。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下、「日本工業規格」という。)X 二 八(昭和五十八年)(情報交換用漢字符号系。以下、「日本工業規格X 二 八号」という。)に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により入出力装置から入力することにより提出するときは、令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第十号に掲げるフレキシブルディスクを提出することを要しない。

(物件を提出する期間)

第二十条 令第二条第三項の通商産業省令で定める期間は、第十条第一項第一号に掲げる物件を提出する場合は令第二条第一項の入力をした日、その他の物件を提出する場合は三日とする。

(特定手続を行った旨の申出)

第二十二条 令第二条第四項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出は、様式第三十二によりしなければならぬ。

(特定処分等の指定)

第二十三条 令第三条第一号及び第二号の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(令別表の第二欄に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判の請

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下、「日本工業規格」という。)X 二 八(昭和五十八年)(情報交換用漢字符号系。以下、「日本工業規格X 二 八号」という。)に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により入出力装置から入力することにより提出するときは、令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第八号に掲げるフレキシブルディスクを提出することを要しない。

(物件を提出する期間)

第二十条 令第二条第三項の通商産業省令で定める期間は、三日とする。

(特定手続を行った旨の申出)

第二十二条 令第二条第四項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出は、様式第四十四によりしなければならぬ。

(特定処分等の指定)

第二十三条 令第三条第一号及び第二号の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(国際出願等に係るものを除く。)とする。

求が特許庁に係属している場合にその手続を除く。）に係るものを除く。）とする。

一 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標登録出願人、防護標章登録出願人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）

（の書換登録の申請者又は拒絶査定等に対する審判の請求人に関する特許法第十四条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による届出

二 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の書換登録の申請に関する手続の受継の申立て

三 特許法第三十条第四項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

四 意匠法第四条第三項の規定による同条第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出

五 商標法第九条第二項の規定による同条第一項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面の提出

六 特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、意匠法第九条第五項又は商標法第八条第四項の規定による届出

七 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項（実

一 特許出願人又は実用新案登録出願人に関する特許法第十四条ただし書（実用新案法第二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出

二 特許出願又は実用新案登録出願に関する手続の受継の申立て

三 特許法第三十条第四項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

四 特許法第三十九条第七項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による届出

五 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項（実

用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、「実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出

八 特許法第百八十四条の十四（同法第百八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第一項又は第三項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

九 特許法第百三十四条第四項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の審尋又は特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じて提出する書類その他の物件の提出

十 特許法施行規則第十三条の二第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供

十一（略）

十二（略）

十三（略）

十四 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）次号において同じ。）若しくは特許法第百三十三条第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六

用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出

六 特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類その他の物件の提出

七 特許法施行規則第十三条の二第一項の規定による情報の提供

八（略）

九（略）

十（略）

十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

十八条第四項において準用する場合を含む。次号において同じ。及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の二若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

十五 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三百三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の二若しくは同法附則第二十四条の規定による令第一条第一号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（令第一条第四十一号に掲げるものを除く。）

2 | 令第三条第三号の通商産業省令で定める手続は、前項に規定する手続及び第三十四条の二に規定する特許料等の納付の申出とする。

（特定通知等の指定）

第二十三条の三 令第六条第一号の通商産業省令で定める手続は、第二十三条第一項各号に掲げる手続とする。

2 | 令第六条第二号の通商産業省令で定める手続は、第二十三条第二項に掲げる手続とする。

3 | 令第六条第九号の通商産業省令で定める通知は、特許法施行規則第三十七条（同規則第五十条の十五第三項において準用する場合を含む。）又は同施行規則第五十条の十三第二項に規定する特許法第五十三条第一項の規定による補正の却下の決定の謄本の送付とする。

4 | 令第六条第十一号の通商産業省令で定める通知は、特許法施

十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項において準用する場合を含む。）、又は実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二の規定による令第一条第一号から第十四号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（令第十五号に掲げるものを除く。）

（特定通知等の指定）

第二十三条の三 令第六条第一号及び第二号の通商産業省令で定める手続は、第二十三条各号に掲げる手続とする。

2 | 令第六条第九号の通商産業省令で定める通知は、特許法施行規則第三十七条に規定する特許法第五十三条第一項の規定による補正の却下（国際出願等に係るものを除く。）の決定の謄本の送付とする。

行規則第四十八條第二項（意匠法施行規則第十九條第六項及び商標法施行規則第二十二條第八項において準用する場合を含む。）に規定する審判官又は審判書記官の指定又は変更の通知とする。

5 令第六條第十九號の通商産業省令で定める送達は、特許法施行規則第十六條（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定する特許法第十八條（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、特許法第十八條の第二項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の第五項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、特許法第三百三十三條第三項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、特許法第三百三十三條の第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、特許法第八十四條の第五項（実用新案法第四十八條の第五項）において準用する場合を含む。）若しくは同法第二條の三の規定による特定手続又は第二十三條に規定する手続の却下の処分の謄本の送達とする。

6 令第六條第二十號の通商産業省令で定める通知は、特許法施行規則第十五條第二項（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還の

3 令第六條第十號の通商産業省令で定める送達は、特許法施行規則第十六條（実用新案法施行規則第二十三條第一項において準用する場合を含む。）に規定する特許法第十八條（法第四十一條第二項において準用する場合を含む。）、第十八條の第二項（法第四十一條第二項及び実用新案法第二條の第五項）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二條の三の規定による特定手続又は第二十三條に規定する手続の却下の処分の謄本の送達とする。

4 令第六條第十一號の通商産業省令で定める通知は、特許法施行規則第十五條第二項（実用新案法施行規則第二十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還の通知（實際出願等に係るものを除き、審査（特許法第六十二條の規定

通知とする。

7 令第六条第二十一号の通商産業省令で定める通知は、実用新案法施行規則第九条の規定による実用新案技術評価書の謄本の送付とする。

(特許法施行規則等の適用除外)

第二十三条の五 法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う通知又は命令にあつては、特許法施行規則第十八条第一項(実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(提出物件票等)

第二十八条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行うときは、フレキシブルディスクの日本工業規格×六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付け、様式第三十三により作成した提出物件票を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

一 手続をする者(代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人)の氏名又は名称

二 (略)

(フレキシブルディスクに添付する物件)

第二十九条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件については様式第三十二により作成した手続補足書を、同項第十号に掲げる物件については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブルディ

による審査を除く。)に係るものに限る。)とする。

5 令第六条第十二号の通商産業省令で定める通知は、実用新案法施行規則第九条の規定による実用新案技術評価書(国際出願等に係るものを除く。)の謄本の送付とする。

(特許法施行規則等の適用除外)

第二十三条の五 法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う通知又は命令にあつては、特許法施行規則第十八条第一項(実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(提出物件票等)

第二十八条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行うときは、フレキシブルディスクの日本工業規格×六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付け、様式第四十五により作成した提出物件票を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

一 手続をする者(代理人により当該特定手続等を行うときは、その代理人)の氏名又は名称

二 (略)

(フレキシブルディスクに添付する物件)

第二十九条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げる物件については様式第四十四により作成した手続補足書を、同項第八号に掲げる物件については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブルディ

スクに添付しなければならない。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第二十九条の二 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合にあつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X 二 八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式によりフレキシブルディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず第十九条第一項第十号に掲げるフレキシブルディスクを添付することを要しない。

(指定情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め)

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、指定情報処理機関に対し特定手続(令第九条に規定する手続を除く。)に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、指定情報処理機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 (略)

二 特定手続(令第九条に規定する手続を除く。)に係る書面の提出の年月日

三 次のいずれかの番号

イ 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録

出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の番号(ただし、出願の番号の通知がされていないときは、その出願の願書に記載した整理番号又は国際出願の番号)

ロ 書換登録申請の番号(ただし、書換登録申請の番号が通

クに添付しなければならない。

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第二十九条の二 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合にあつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X 二 八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式によりフレキシブルディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず第十九条第一項第八号に掲げるフレキシブルディスクを添付することを要しない。

(指定情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め)

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、指定情報処理機関に対し特定手続(令第九条に規定する手続を除く。)の提出に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、指定情報処理機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 (略)

二 特許出願又は実用新案登録出願の区別

三 特定手続(令第九条に規定する手続を除く。)の提出に係る書面の提出の年月日

四 特許出願若しくは実用新案登録出願の番号(ただし、特許

出願若しくは実用新案登録出願の番号の通知がされていないときは、特許出願若しくは実用新案登録出願の願書に記載した整理番号)又は実用新案登録の番号

知られていないときは、書換登録の申請書に記載した整理番号)

八 審判の番号

二 実用新案登録の登録番号

ホ 意匠登録の登録番号

ヘ 商標登録の登録番号

四 (略)

(特定手続以外の特定手続等の指定)

第三十四条の二 令第十一条の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(法の施行の日前にされたもの及び法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による見込額からの納付を除く。)とする。

一 九 (略)

(予納の届出)

第三十六条 法第十四条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による届出は、様式第三十四によりしなればならない。

(予納)

第三十八条 法第十四条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による予納は、様式第三十五によりしなればならない。

2 (略)

(予納届をした者の地位の承継)

第三十九条 令第十九条第三項の規定による届出は、様式第三十六によりしなればならない。

2 (略)

(見込額からの特許料等又は手数料の納付の申出の様式)

五 (略)

(特定手続以外の特定手続等の指定)

第三十四条の二 令第十一条の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(施行日前にされたもの及び法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による見込額からの納付を除く。)とする。

一 九 (略)

(予納の届出)

第三十六条 法第十四条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による届出は、様式第四十八によりしなればならない。

(予納)

第三十八条 法第十四条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。))の規定による予納は、様式第四十九によりしなればならない。

2 (略)

(予納届をした者の地位の承継)

第三十九条 令第十九条第三項の規定による届出は、様式第五十によりしなればならない。

2 (略)

(見込額からの特許料等又は手数料の納付の申出の様式)

第四十条 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による特許料等の納付に際しての申出（以下この条において「納付の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

一 特許料の納付の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第十九

二 特許料の納付の申出のうち特許権者がするもの及び特許法第十二条第二項の割増特許料の納付の申出 様式第二

三 登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出 様式第二十一

四 登録料の納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十二

五 登録料の納付の申出のうち意匠権者がするもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出 様式第二十三

六 登録料の納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十四

七 登録料の納付の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及び第二項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出 様式第二十五

八 登録料の納付の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの 様式第二十六

2 (略)

(委任による見込額からの納付の申出)

第四十一条 (略)

2 前項に規定する届出は、様式第三十七によりしなければならない。

(特許料及び登録料の包括納付の申出)

第四十条 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による特許料等の納付に際しての申出（以下この条において「納付の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりなければならない。

一 特許料の納付の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第五十一

二 特許料の納付の申出のうち特許権者がするもの及び特許法第十二条第二項の割増特許料の納付の申出 様式第五十二

三 登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出 様式第五十四

四 登録料の納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第五十五

五 登録料の納付の申出のうち意匠権者がするもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出 様式第五十六

六 登録料の納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの 様式第五十七

七 登録料の納付の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及び第二項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出 様式第五十七の二

八 登録料の納付の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの 様式第五十八

2 (略)

(委任による見込額からの納付の申出)

第四十一条 (略)

2 前項に規定する届出は、様式第五十九によりなければならない。

(特許料の包括納付の申出)

第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料又は登録料に係る法第十五条第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一 特許法第一百七条第一項の規定により納付すべき第一年から第三年までの各年分の特許料（審判に係る特許出願について納付するものを除く。）

二 意匠法第四十二条第一項の規定により納付すべき第一年分の登録料（審判に係る意匠登録出願について納付するものを除く。）

三 商標法第四十条第一項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により納付すべき登録料（審判に係る商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願について納付するものを除く。）

2 包括納付申出書には、包括納付の申出をした者の氏名又は名称、その包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願（以下この条において「特定特許出願等」という。）の出願人（以下この条において「特定出願人」という。）の氏名若しくは名称又はその包括納付申出書の援用による納付に係る特定特許出願等についての代理人（以下この条において「特定代理人」という。）の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。

3 (略)

4 一 特定特許出願等について特許又は登録をすべき旨の査定の際に送達された場合において、次の各号の一に該当する包括納付申出書が提出されているときは、当該膳本の送達があった日から十日を経過した日に第一項の規定により当該包括納付申出書が援用されたものとする。ただし、当該膳本の送達があ

第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、特許法第一百七条第一項の規定により納付すべき第一年から第三年までの各年分の特許料（審判に係る特許出願及び国際出願等について納付するものを除く。）に係る法第十五条第一項の規定による特許料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。

2 包括納付申出書には、包括納付の申出をした者の氏名又は名称、その包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願（国際出願等を除く。以下この条において同じ。）の出願人（以下この条において「特定出願人」という。）の氏名若しくは名称又はその包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願についての代理人（以下この条において「特定代理人」という。）の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。

3 (略)

4 一 特許出願について特許をすべき旨の査定の際に送達された場合において、次の各号の一に該当する包括納付申出書が提出されているときは、当該膳本の送達があった日から十日を経過した日に第一項の規定により当該包括納付申出書が援用されたものとする。ただし、当該膳本の送達があった日から十日

つた日から十日以内に当該包括納付の申出をした者又は当該特定特許出願等の出願人が特許庁長官に当該包括納付申出書を援用しない旨を届け出たときは、この限りでない。

一 当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人及び代理人の表示と、包括納付申出書に記載された特定出願人及び特定代理人の表示が一致するもの

二 当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人の表示と、包括納付申出書（特定代理人が記載されているものを除く。）に記載された特定出願人の表示が一致するもの（前号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

三 当該特定特許出願等の願書等に記載された代理人の表示と、包括納付申出書（特定出願人が記載されているものを除く。）に記載された特定代理人の表示が一致するもの（前二号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

（包括納付申出書の様式等）

第四十一条の三 包括納付申出書は、前条第一項各号ごとに様式第三十八により作成しなければならない。

2 前条第四項ただし書に規定する届出は、様式第三十九によりしなければならない。

（包括納付申出書の取下げ）

第四十一条の四 包括納付の申出をした者が当該包括納付申出書を取り下げるときは、様式第四十によりしなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第四十八条 法第二十八条第二項の証明書は、様式第四十一によるものとする。

（特許法施行規則の準用）

第六十一条 特許法施行規則第一条、第二条、第七条、第十条、

以内に当該包括納付の申出をした者又は当該特許出願の出願人が特許庁長官に当該包括納付申出書を援用しない旨を届け出たときは、この限りでない。

一 当該特許出願の願書等に記載された出願人及び代理人の表示と、包括納付申出書に記載された特定出願人及び特定代理人の表示が一致するもの

二 当該特許出願の願書等に記載された出願人の表示と、包括納付申出書（特定代理人が記載されているものを除く。）に記載された特定出願人の表示が一致するもの（前号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

三 当該特許出願の願書等に記載された代理人の表示と、包括納付申出書（特定出願人が記載されているものを除く。）に記載された特定代理人の表示が一致するもの（前二号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

（包括納付申出書の様式等）

第四十一条の三 包括納付申出書は、様式第五十九の二により作成しなければならない。

2 前条第四項ただし書に規定する届出は、様式第五十九の三によりなければならない。

（包括納付申出書の取下げ）

第四十一条の四 包括納付の申出をした者が当該包括納付申出書を取り下げるときは、様式第五十九の四によりなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第四十八条 法第二十八条第二項の証明書は、様式第六十によるものとする。

（特許法施行規則の準用）

第六十一条 特許法施行規則第一条、第二条、第七条、第十条、

第十一条の三及び第十三条の規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。

2| 特許法施行規則第十八条第二項の規定は、法第十二条第二項の規定によるファイルに記録されている事項を記載した書類の交付に準用する。

3| 特許法施行規則第六十九条第三項の規定は、第十一条第二十一号、第二十二号若しくは第二十四号から第二十八号まで又は第四十条第一項の特許料等の納付に際しての申出に準用する。

4| 特許法施行規則第六十九条第四項の規定は、第十一条第一項第二十一号又は第四十条第一項第一号の特許料等の納付に際しての申出に準用する。

第十条の二、第十一条の三及び第十三条の規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。

2| 特許法施行規則第一条の二の規定は、第七条に規定する届出、第十九条第二項に規定する物件の提出、第二十二条に規定する申出及び第四十条第一項の特許料等の納付に際しての申出に準用する。

3| 特許法施行規則第十八条第二項の規定は、法第十二条第二項の規定によるファイルに記録されている事項を記載した書類の交付に準用する。

4| 特許法施行規則第六十九条第三項の規定は、第十一条第二十一号、第二十二号若しくは第二十四号から第二十八号まで又は第四十条第一項の特許料等の納付に際しての申出に準用する。

5| 特許法施行規則第六十九条第四項の規定は、第十一条第一項第二十一号又は第四十条第一項第一号の特許料等の納付に際しての申出に準用する。

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第七条関係）

改正

現行

（識別番号の付与）

第二条 現金納付関連規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号。以下「特例法施行令」という。）第一条第四十三号から第四十五号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行令第一条第四十三号から第四十五号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行令第一条第四十三号から第四十五号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行令第一条第四十三号から第四十五号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する手数料（特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、特例法

（識別番号の付与）

第二条 現金納付関連規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号。以下「特例法施行令」という。）第一条第四十三号から第四十五号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行令第一条第四十三号から第四十五号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する登録料、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料、第六十六条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第六十七条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第六十八条第一項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項若しくは第二項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付しようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」と

（ ）、「国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項若しくは第二項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付しようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしなければならない。

2）3（略）

（納付）

第五条（略）

2（略）

3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求を意匠登録出願の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、「商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第二項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第二項及び商標登録令施行規則（昭和三

いう。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしなければならない。

2）3（略）

（納付）

第五条（略）

2（略）

3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項において準用する場合を含む。）、「意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十四条第二項若しくは第三項、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第二項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第二項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面とする場合には

十五年通商産業省令第三十六号)第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により二以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付しなければならぬ現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならぬ。

(出願等の手続)

第六条 (略)

(特許法施行規則の準用)

第九条 特許法施行規則第一条、第二条、第七条、第十条及び第十一条の三の規定は、この省令の規定による手続に準用する。

、その手続をする際に納付しなければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならない。

(出願等の手続)

第六条 (略)

2 納付者は、特例法第三条第一項に規定する特定手続を特例法

第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合には、歳入関係事務特例省令別紙第二号の二書式中に定める手続を特定するための納付書番号を特例法施行規則第十一条第一項の表第一号から第五号、第九号、第十号、第十六号から第十八号まで、第十九号の二、第二十号の二又は第二十三号の第四欄に掲げる様式により特例法第二条第一項の入出力装置から入力しなければならない。

(特許法施行規則の準用)

第九条 特許法施行規則第一条、第二条、第七条、第十条、第十条の二及び第十一条の三の規定は、この省令の規定による手続に準用する。

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（審判官） 第五十条（略）</p> <p>2 審判官は、特許、実用新案、意匠及び商標に関し、審判、特許異議の申立て及び商標に関する登録異議申立てについての審理及び決定並びに判定及び鑑定を行う。</p> <p>（国際出願室） 第五十条の十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 国際出願に関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定により出願書類とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の接受及び発送を行うこと。</p> <p>二（一）三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（特許侵害業務室） 第五十条の十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 無効の審判、取消しの審判、訂正の審判及び判定に関する書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む。）及び物件の発送を行うこと。</p> <p>二 無効の審判、取消しの審判、訂正の審判及び判定の請求書その他の書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを含む。）の方式調査に関すること。</p> <p>三 無効の審判、取消しの審判、訂正の審判及び判定に關し期</p> | <p>（審判官） 第五十条（略）</p> <p>2 審判官は、特許、実用新案、意匠及び商標に関し、審判、特許異議の申立て及び商標に関する登録異議申立てについての審理及び決定並びに判定を行う。</p> <p>（国際出願室） 第五十条の十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 国際出願に関する出願書類の接受及び発送を行うこと。</p> <p>二（一）三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（特許侵害業務室） 第五十条の十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 無効の審判、取消しの審判、訂正の審判及び判定に関する書類及び物件の発送を行うこと。</p> <p>二 無効の審判、取消しの審判、訂正の審判及び判定の請求書その他の書類の方式調査に関すること。</p> <p>三 無効の審判、取消しの審判及び訂正の審判に關し期間延長</p> |

3
間延長の許可、費用額の決定等をする事
四 無効の審判、取消しの審判、訂正の審判、判定及び鑑定に
関する記録その他の書類（工業所有権に関する手続等の特例
に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを
含む。）の作成、証拠調又は口頭審理の期日の通知、審決又
は決定の謄本（工業所有権に関する手続等の特例に関する法
律の規定により謄本とみなされるものを含む。）の送達等に
関すること。

3
の許可、費用額の決定等をする事
四 無効の審判、取消しの審判、訂正の審判及び判定に関する
記録その他の書類の作成、証拠調又は口頭審理の期日の通知
、審決又は決定の謄本の送達等に関する事
3
(略)

改

正

現

行

第九条 削除

（特定手続の指定）

第九条 令第一条第九号の通商産業省令で定めるものは、特許法施行規則第十条の二（実用新案法施行規則第六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、承継人であることを証明する書面及び特許法第三十三条第三項（実用新案法第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する他の共有者の同意を証明する書面の提出を省略して行う手続とする。

（特定手続の指定）

第十条 （略）

第十条 （略）

（願書等の様式）

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の入出力装置（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。第十三条及び第十五条第一項において同じ。）から入力し又はフレキシブルディスクに記録しなければならない。

（願書等の様式）

第十一条 電子情報処理組織を使用して又はフレキシブルディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の入出力装置（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。第十三条及び第十五条第一項において同じ。）から入力し又はフレキシブルディスクに記録しなければならない。

| | | | |
|-----|--------------|-------|------|
| 十六 | 令第一条第七号の二に規定 | 期間延長（ | 様式第二 |
| 一～十 | （略） | （略） | （略） |
| 五 | | | |
| | 手続の区分 | 書類名 | 様式 |

| | | | |
|-----|--------------|-------|------|
| 十六 | 令第一条第八号に規定する | 期間延長請 | 様式第二 |
| 一～十 | （略） | （略） | （略） |
| 五 | | | |
| | 手続の区分 | 書類名 | 様式 |

| | | | |
|--------------|---|----------------|-----------------|
| | <p>する特許法第四条の規定による期間の延長の請求、令第一条第八号に規定する特許法第五条第一項若しくは第百八条第三項の規定による期間の延長の請求又は令第一条第八号の二に規定する特許法第五条第二項の規定による期日の変更の請求</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>十七、十八</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>十九</p> | <p>令第一条第十一号に規定する特許法第五十条（同法第百五十九条第二項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出又は令第一条第十一号の三、八に規定する特許法第百五十条第五項に規定による意見の申立て</p> | <p>意見書</p> | <p>様式第二十七</p> |
| <p>十九の二</p> | <p>令第一条第十一号の二に規定する特許法第二百一十一条第一項の規定による審判の請求</p> | <p>審判請求書</p> | <p>様式第二十七の二</p> |
| <p>十九の三</p> | <p>令第一条第十一号の三イに規定する特許法第四百五十五</p> | <p>口頭審理申立書</p> | <p>様式第二十七の三</p> |

| | | | |
|--------------|---|------------|---------------|
| | <p>特許法第五条第一項又は第百八条第三項の規定による期間の延長の請求</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>十七、十八</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>十九</p> | <p>令第一条第十一号に規定する特許法第五十条の規定による意見書の提出</p> | <p>意見書</p> | <p>様式第二十七</p> |

| | | | |
|-----------|--|-------------|-----------------------|
| | | | 条第二項の規定による口頭 審理の申立 |
| 十九の 四 | 令第一条第十一号の三口に 規定する特許法第五十条 第一項の規定による証拠調 の申立 | 証拠申出書 | 様式第二 十七の四 |
| 十九の 五 | 令第一条第十一号の三二に 規定する特許法第五十五 条第一項の規定による審判 の請求の取下げ | 請求取下書 | 様式第二 十七の五 |
| 十九の 六 | 令第一条第十一号の三六に 規定する特許法第五十六 条第二項の規定による審理 の再開の申立 | 審理再開申 立書 | 様式第二 十七の六 |
| 二十 三十二 | (略) | (略) | (略) |

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場
合の手続等)

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によ
るフレキシブルディスクの提出により特定手続を行う者は、次
の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書
面の提出に代えて、特許出願又は実用新案登録出願の願書に同
表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければ
ならない。

(表略)

| | | | |
|-----------|-----|-----|-----|
| | | | |
| 二十 三十二 | (略) | (略) | (略) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場
合の手続等)

第十二条 電子情報処理組織を使用して又はフレキシブルディス
クの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手
続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特
許出願又は実用新案登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載
事項その他必要な事項を記録しなければならない。

(表略)

(同時の特例)

第十四条 (略)

2 特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手續のうち一の手續を電子情報処理組織を使用して行い、他の手續を書面の提出により行うときは、当該二の手續については同日にしなければならない。

(特定通知等の指定)

第二十三条の三 令第六条第九号の通商産業省令で定める通知は、特許法施行規則第三十七条(同規則第五十八条第三項(実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する場合を含む。))及び実用新案法施行規則第六項において準用する場合を含む。)、及び特許法施行規則第五十七条(実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する場合を含む。))に規定する特許法第五十四条第一項(実用新案法第十三条において準用する場合を含む。))の規定による補正の却下の決定の謄本の送付とする。

2 令第一条第十一号の通商産業省令で定める通知は、特許法施行規則第四十八条第二項(実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する場合を含む。))の規定による審判官の指定又は変更の通知とする。

3 令第六条第十六号の通商産業省令で定める送達は、特許法施行規則第十六条(実用新案法施行規則第六項において準用する場合を含む。))に規定する特許法第十八条(法第四十一条第二項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。))の規定による特定手續又は第二十三条に規定する手續の無効の処分¹の謄本の送達とする。

4 令第六条第十七号の通商産業省令で定める通知は、特許法施行規則第十五条第二項(実用新案法施行規則第六項第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還の通知とする。

(同時の特例)

第十四条 (略)

2 特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手續のうち一の手續を電子情報処理組織を使用して行い、他の手續をフレキシブルディスク又は書面の提出により行うときは、当該二の手續については同日にしなければならない。

(特定通知等の指定)

第二十三条の三 令第六条第九号の通商産業省令で定める通知は、特許法施行規則第三十七条(実用新案法施行規則第六項第五項において準用する場合を含む。))に規定する特許法第五十四条第一項(実用新案法第十三条において準用する場合を含む。))の規定による補正の却下(国際出願等に係るものを除く。))の決定の謄本の送付とする。

2 令第六条第十一号の通商産業省令で定める送達は、特許法施行規則第十六条(実用新案法施行規則第六項第一項において準用する場合を含む。))に規定する特許法第十八条(法第四十一条第二項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。))の規定による特定手續又は第二十三条に規定する手續の無効の処分¹の謄本の送達とする。

3 令第六条第十二号の通商産業省令で定める通知は、特許法施行規則第十五条第二項(実用新案法施行規則第六項第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還の通知(国際出

第二十四条及び第二十五条 削除

願等に係るものを除き、審査（特許法第六十一条の二（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定による審査を除く。）に係るものに限り、（ ）とする。

（特定手続以外の特定手続等の指定）

第二十四条 令第八条の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（施行日前にされたもの及び法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付を除く。）とする。

- 一 特許法第七十七条第一項の特許料の納付の申出
- 二 特許法第一百二十二条第二項の割増特許料の納付の申出
- 三 実用新案法第三十一条第一項の登録料の納付の申出
- 四 実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出
- 五 意匠法第四十二条第一項又は第二項の登録料の納付の申出
- 六 意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出
- 七 商標法第四十条第一項又は第二項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の登録料の納付の申出

（特許料納付書等の様式）

第二十五条 フレキシブルディスクの提出により特定手続等を行う者は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を当該各号に掲げる様式によりフレキシブルディスクに記録しなければならぬ。

- 一 前条第一号に規定する特許料の納付のうち特許権の設定の登録を受ける者のもの 様式第二十九
- 二 前条第一号に規定する特許料の納付のうち特許権者がするもの及び前条第二号に規定する割増特許料の納付の申出 様式第三十
- 三 前条第三号に規定する登録料の納付のうち実用新案権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第三十一

四 前条第三号に規定する登録料の納付の申出のうち実用新案権者がするもの及び前条第四号に規定する割増登録料の納付の申出 様式第三十二

五 前条第五号に規定する登録料の納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者又は類似意匠の意匠登録を受ける者とするもの 様式第三十三

六 前条第五号に規定する登録料の納付の申出のうち意匠権者がするもの及び前条第六号に規定する割増登録料の納付の申出 様式第三十四

七 前条第七号に規定する登録料の納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの 様式第三十五

八 前条第七号に規定する登録料の納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの 様式第三十六

(フレキシブルディスク)

第二十六条 令第九条のフレキシブルディスクは、次の各号にいずれかに該当するものでなければならない。

一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)(X六二〇一号(昭和五十七年)に適合する二百ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ(両面に磁束反転密度一ラジアン当たり一万三千二百六十二磁束反転で記録するものに限る。次号において同じ。)

二 日本工業規格X六二一一号(昭和六十一年)に適合する百三十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

三 日本工業規格X六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第二十七条 令第九条の規定によるフレキシブルディスクへの記

(フレキシブルディスク)

第二十六条 令第八条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)(X六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ(両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁束反転で記録するものに限る。))とする。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第二十七条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記

録は、特許庁長官が定めるところにより、しなければならない。

(提出物件票等)

第二十八条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行うときは、フレキシブルディスクの日本工業規格×六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付け、様式第四十五により作成した提出物件票を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

- 一 手続をする者(代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人)の氏名又は名称
- 二 前号に掲げる者(識別番号の通知を受けている者に限る。)(識別番号)
(略)

(フレキシブルディスクに添付する物件)

第二十九条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項各号に掲げる物件については様式第四十四により作成した手続補足書を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

第三十条及び第三十一条 削除

録は、特許庁長官が定めるところにより、日本工業規格×四〇〇一号(平成元年)(日本語文書交換用ファイル仕様(基本形))又は日本工業規格×四〇〇四号(平成元年)(日本語文書交換用ファイル仕様(二値図形))に規定する方式に従ってしなければならない。

(提出物件票等)

第二十八条 フレキシブルディスクの提出により特定手続等を行うときは、フレキシブルディスクの日本工業規格×六二〇一号(昭和五十七年)、日本工業規格×六二一一号(昭和六十一年)又は日本工業規格×六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付け、様式第四十五により作成した提出物件票を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

- 一 手続をする者(代理人により当該特定手続等を行うときは、その代理人)の氏名又は名称
- 二 前号に掲げる者(識別番号の通知を受けている者に限る。)(識別番号)
(略)

3 | 2 提出物件票を提出するときは、その副本一通を提出しなければならない。

(フレキシブルディスクに添付する物件)

第二十九条 フレキシブルディスクの提出により特定手続等を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続等に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項各号に掲げる物件を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

(フレキシブルディスクに添付する図面の様式)

第三十条 令第九条ただし書の規定によりフレキシブルディスク

に添付して提出する図面は、様式第四十六により作成しなければならぬ。

(フレキシブルディスクに添付する書面に記載する事項等)

第三十一条 令第九条ただし書の通商産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 化学式
- 二 数式
- 三 表

四 日本工業規格X〇二〇八号(昭和五十八年)(情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X〇二〇八号」という。)に定められている文字以外の文字

2 前項各号に掲げる事項を記載する書面は、様式第四十七により作成しなければならない。

(磁気ディスクへの記録を求める事項から除かれるもの)

第三十三条 法第七条第一項の通商産業省令で定めるものは、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付して提出した明細書又は要約書に記載された事項のうち、次に掲げるもの(特許法施行規則様式第二十九若しくは様式第三十一又は実用新案法施行規則様式第三若しくは様式第五に定めるところにより記載されたものに限る。)とする。

- 一 化学式
- 二 数式
- 三 表
- 四 日本工業規格X〇二〇八号に定められている文字以外の文字

(指定情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、指定情報処理機関に対し特定手続(令第九条に規定する手続を除

(指定情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、指定情報処理機関に対し特許出願又は実用新案登録出願に係る書

く。)に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、指定情報処理機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 磁気ディスクへの記録を求める者及びその代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 特定手続に係る書面の提出の年月日

三 特許出願若しくは実用新案登録出願の番号(ただし、特許出願若しくは実用新案登録出願の番号の通知がされていないときは、特許出願若しくは実用新案登録出願の願書に記載した整理番号)又は審判の番号

四 (略)

(特定手続以外の特定手続等の指定)

第三十四条の二 令第十一条の通商産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(施行日前にされたもの及び法第十五条第一項)法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による見込額からの納付を除く。)とする。

一 特許法第七十七条第一項の特許料の納付の申出

二 特許法第一百二十二条第二項の割増特許料の納付の申出

三 実用新案法第三十一条第一項の登録料の納付の申出

四 実用新案法第三十二条第二項の割増登録料の納付の申出

五 意匠法第四十二条第一項又は第二項の登録料の納付の申出

六 意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出

七 商標法第四十条第一項又は第二項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の登録料の納付の申出

(閲覧の請求をすることができない事項)

第三十四条の三 (略)

面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、指定情報処理機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 特許出願人又は実用新案登録出願人及びこれらの者の代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 特許出願又は実用新案登録出願の区別

三 特許出願又は実用新案登録出願の出願の年月日

四 特許出願又は実用新案登録出願の願書に記載した整理番号
五 (略)

(閲覧の請求をすることができない事項)

第三十四条の二 (略)